

第3部

基本計画

基本目標 1

だれもが健康で 笑顔あふれる
まちづくり【医療・保健・福祉】 34

基本目標 2

安全で快適な 住み良い
まちづくり【都市基盤・防災・環境】 58

基本目標 3

個性と創造性を培う 心豊かな
まちづくり【教育・文化】 81

基本目標 4

自然と調和のとれた
賑わいと活力のある まちづくり
【産業・雇用】 96

基本目標 5

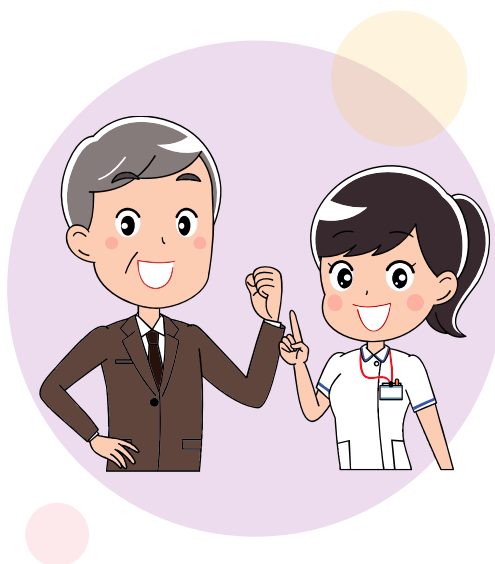
協働による 自主的・自立的な
まちづくり【協働・行財政】 111

だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり【医療・保健・福祉】

1-1 地域医療の推進

基本方針

住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく健やかな生活が営めるよう、医療関係者と行政の連携による地域医療を推進します。



現 状

- 市内には一般病院1箇所、精神科病院1箇所、医院（開業医診療所）17箇所が開設していますが、小児科、産科などの専門医院がなく、地理的に近い大垣市、羽島市、及び三重県、愛知県の医療機関を利用しています。
- 救急医療体制は、海津市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、海津市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されています。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療についても、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組まれています。

課 題

- 脳血管疾患、心疾患などの急性期に対応できる医療（病院）体制は十分とはいえず、これらのニーズが高い専門外来の医療体制を、医師会と連携し整えていく必要があります。

■救急医療体制利用実績

単位：人

	休日在宅 当番医制	夜間指定当番医制		第二次救急病院群輪番制	
			うち海津市民		うち 海津市医師会病院
平成 28（2016）年度	719	1,256	1,137	2,020	51
平成 29（2017）年度	900	1,251	1,134	2,022	38
平成 30（2018）年度	972	1,395	1,258	2,173	43
令和元（2019）年度	909	1,303	1,173	2,287	43
令和 2（2020）年度	382	788	719	1,388	24

資料：健康課

施策の方向

1. 地域医療体制の整備

- 海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により、専門化する医療ニーズに対応する医療体制の整備を目指します。
- 高度かつ専門的な医療、検診体制の確保のため、海津市医師会病院の充実に努めるとともに、専門外来の充実に向け、要請ならびに支援に努めます。
- 市外の高度かつ専門医療機関と市内診療所などの病診連携を推進し、一次医療（診療所）、二次医療（病院）、三次医療（高次医療）を適切に受診できる地域医療体制づくりを目指します。

2. 救急医療体制の充実

- 急病時にも安心して受診できるよう時間外診療の充実に努めます。
- 休日の海津市医師会による当番医制、夜間の海津市医師会病院を中心とした夜間指定当番医制の充実に努めます。また、西濃圏域における二次救急病院群輪番制、精神科当番制の継続に努めます。
- 市民に対して、当番医や広域的な救急搬送に関する『ぎふ救急ネット』の周知など、救急医療の情報提供の充実に努めます。
- 災害発生など緊急時の医療体制の充実に努めます。

3. 「かかりつけ医」の推進

- 海津市医師会・海津歯科医師会と協力して、切れ目のない医療体制を整備します。
- 健診や病気の際に安心して受診できる「かかりつけ医」をもつ重要性を周知し、かつ、強く推奨していきます。
- コンビニ受診、重複受診などを控え、適正受診の啓発を行います。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
休日・夜間の救急診療実施日数	438 日	438 日
かかりつけ医の周知・啓発実施回数（広報、パンフレットなど）	1 回／年	2 回／年

1-2 健康づくりの推進 ●●●●●

基本方針

市民一人ひとりが自ら生活習慣の改善を考え、日常から健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報提供や保健サービスの充実を推進します。

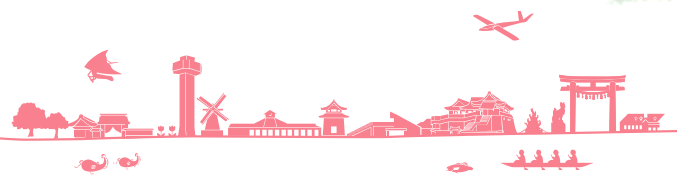


現 状

- 令和元（2019）年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、老衰、脳血管疾患の順となっており、4人に1人ががんにより亡くなっています。また、生活習慣病関連の疾患が占める割合は48.6%となっています。
- 特定健診の受診率は年々上昇しており、その他健（検）診は横ばい状態もしくは減少傾向にあります。また、がん検診においては、国が掲げる目標値の受診率50%には至っていませんが、肺がん検診については、西濃保健所管内受診率を上回っています。
- 複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係の中で、うつ病をはじめとするこころの病が増加しています。
- 平成28（2016）年～令和2（2020）年の自殺者数は毎年4～10人で推移し、若年層（思春期・青年期）については、毎年1～2人の自殺者があり、高止まりの状態が続いています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、孤独・孤立化により、うつ症状などから自殺者の増加が危惧されます。

課 題

- 健やかで心豊かな生活を送るために、生活習慣の見直しや、一人ひとりが健康の維持や病気（疾患）予防に取り組むことが必要です。また、生活習慣病やがんは、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。
- 自殺者数などの推移については、自殺対策の中長期的な取組みとともに、経年的に推移を見る必要があります。
- 自殺対策の推進には、地域で市民自らが気がかりな人に気づき、声をかけ、話を聴いて、専門機関などにつなぐことができるゲートキーパー（いのちの門番）の養成が必要です。ゲートキーパーがボランティアとして地域で活躍できる地域づくりも求められます。
- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいをもち、安心して暮らすことができるようにするために、健康づくりに取り組みやすい環境を築くことや、かかりつけ医を持つことなど、地域で健康を守るための環境を整備することが必要です。
- 社会的な課題として、生きづらさを抱えたひきこもりの相談件数も増えており、支援にあたっては多様性が求められ、多職種連携が必要とされています。



■原因別死亡者数及び人口 10 万人当たりの県との比較

単位：人

		総数		第 1 位			第 2 位		
		実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率
平成 28 年 (2016)	海津市	464	1,341.4	悪性新生物	131	378.7	心疾患	101	292.0
	岐阜県	22,471	1,110.9	悪性新生物	6,049	299.0	心疾患	3,477	171.9
平成 29 年 (2017)	海津市	414	1,205.2	悪性新生物	119	346.4	心疾患	71	206.7
	岐阜県	22,964	1,138.4	悪性新生物	6,117	303.2	心疾患	3,520	174.5
平成 30 年 (2018)	海津市	444	1,326.9	悪性新生物	129	385.5	心疾患	66	197.2
	岐阜県	23,062	1,153.4	悪性新生物	6,132	306.7	心疾患	3,511	175.6
令和元年 (2019)	海津市	432	1,306.4	悪性新生物	102	308.5	心疾患	83	251.0
	岐阜県	23,417	1,177.4	悪性新生物	6,171	310.3	心疾患	3,475	174.7

		第 3 位			第 4 位			第 5 位		
		死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率
平成 28 年 (2016)	海津市	脳血管疾患	39	112.7	肺炎	37	107.0	不慮の事故	19	54.9
	岐阜県	肺炎	1,938	95.8	老衰	1,911	94.5	脳血管疾患	1,892	93.5
平成 29 年 (2017)	海津市	肺炎	34	99.0	脳血管疾患	30	87.3	不慮の事故	21	61.1
	岐阜県	老衰	2,014	99.8	脳血管疾患	1,906	94.5	肺炎	1,591	78.9
平成 30 年 (2018)	海津市	肺炎	40	119.5	脳血管疾患	31	92.6	老衰	23	68.7
	岐阜県	老衰	2,057	102.9	脳血管疾患	1,780	89.0	肺炎	1,504	75.2
令和元年 (2019)	海津市	肺炎	40	121.0	老衰	25	75.6	脳血管疾患	24	72.6
	岐阜県	老衰	2,414	121.4	脳血管疾患	1,751	88.0	肺炎	1,556	78.2

資料：西濃地域の公衆衛生

■主な検診・健診の受診率

単位：％

	がん検診					生活習慣病 健診	特定健診
	胃	大腸	乳	子宮	肺		
平成 28 年度 (2016)	5.4	18.3	22.2	18.8	1.3	9.3	32.5
平成 29 年度 (2017)	6.2	19.5	25.5	19.1	26.0	11.6	34.1
平成 30 年度 (2018)	5.8	19.1	25.1	17.6	25.7	9.7	35.0
令和元年度 (2019)	5.1	18.2	24.3	16.7	25.3	10.3	37.4
令和 2 年度 (2020)	4.2	15.8	21.1	15.4	20.2	8.2	37.6

資料：健康課（がん検診・生活習慣病健診）・保険医療課（特定健診）

施策の方向

1. 主体的な健康づくりの推進

- 市民一人ひとりが、自発的に健康づくりに取り組むことが最も重要です。
- 健（検）診受診を積極的に勧奨します。
- 受診後の特定保健指導などにおいて個々の生活に合った的確な指導を行います。
- 広く市民に対して、生活習慣病予防として、食生活の改善や適度な運動の動機づけを行うとともに喫煙及び飲酒の節制を呼びかけます。
- 生活習慣を見直すことや自らの健康の維持・増進に対して関心が高まるような普及啓発活動に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、高齢者の健康づくりを推進する体制の構築を目指します。

2. 健（検）診事業の推進

- 病気の早期発見、早期治療に向けて、特定健診や各種検診（がん検診、結核検診、歯科健診など）が受けやすい体制づくり（例えば、夜間・休日の受診日、検診会場を設けるなど）を行い、事業の充実を図ります。
- 人間ドックへの費用助成や予防接種を実施し、疾病予防対策の推進を図ります。
- がん検診の重要性について、市報や出前講座で周知するとともに、未受診者対策としてコール・リコール、SNSを活用し、若年層への受診を勧めます。
- 市民自らが健（検）診事業を継続的に受診し、健康に配慮しつつ、健康で活力ある生活を送ることができるよう支援・指導の充実強化に努めます。

3. 母子保健サービスの充実

- 助産師・保健師などによる家庭訪問をはじめ、健診や教室、相談事業を実施し、安心して育児ができるようにサポートを行います。
- 子育て世代包括支援センターを中心に各分野の担当と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行います。

4. 自殺対策の推進

- ゲートキーパーを核とし、自殺対策を協働実施します。また、生きづらさを抱えたひきこもりの人への支援も併せて実施し、支援にあたってはアウトリーチ（訪問支援）を基本とし、多職種連携で支援します。



5. サービス提供体制の充実

- 個別予防接種・乳幼児健診・教室などの保健サービスを実施します。
- 市民の健康寿命の延伸を目指し、市民の適切な健康管理ならびに健康づくりを支援します。
- 海津市医師会・海津市医師会病院と連携し、新型コロナワクチン接種など新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策に努めます。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
特定健診受診率	37.6%	60.0%
特定保健指導実施率	21.8%	60.0%
肺がん検診受診率	20.2%	26.0%
胃がん検診受診率	4.2%	9.0%
大腸がん検診受診率	15.8%	25.0%
乳幼児健診受診率	97.4%	98.0%
ゲートキーパー養成者数	214 人	284 人
健康教育への延参加者数	711 人※	780 人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

1-3 子育て支援の充実 ●●●●●

重点施策 1

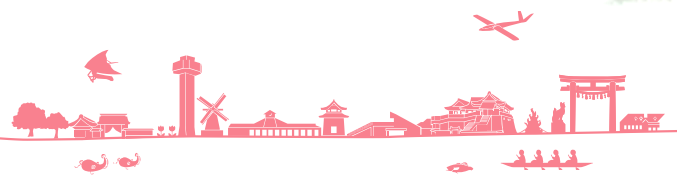
基本方針

子育て世代が安心して子どもを生み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長が保障されるような環境の整備を推進します。



現 状

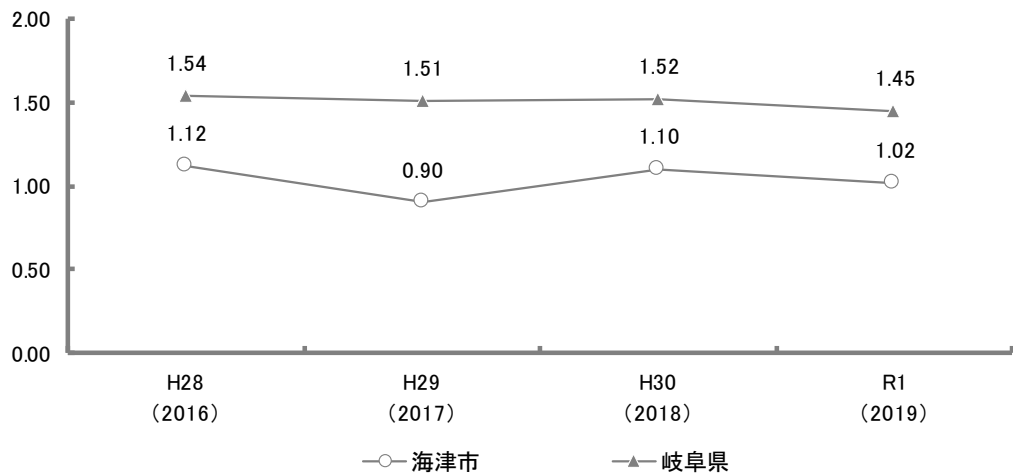
- 令和元（2019）年の合計特殊出生率は1.02で、岐阜県の1.45を下回っています。
- 12箇所の認定こども園において、就学前教育・保育が提供されています。また、入園児数は、減少傾向にあり、待機児童の心配はない状況です。
- 教育・保育施設では、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などのサービスが提供されています。
- 就学後の支援としては、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）を、全小学校区で実施し、児童の健全な育成を図っています。
- 社会・経済情勢の不安定さや家庭教育機能の低下もあり、本市においても、育児不安などに関する相談件数は増加傾向にあります。
- 子育て支援として、本市では、出生から義務教育終了までの入院・通院の医療費の助成により、経済的負担の軽減を図っています。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。
- 虐待をうけた児童などに対する援護体制の強化を固めるため、西濃子ども相談センターや警察署などと連携を図り、児童虐待などへの対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の運営を行っています。



課 題

- 共働き世帯に占める子どものいる世帯の割合は増加傾向にあり、子育てに関する総合的な支援が求められています。
- 今後、少子化の一層の進行が予想される中で、教育・保育施設の適正な配置とサービスの維持が必要です。
- 保護者の就労形態の多様化や疾病などによる育児困難に対応する子育て短期支援事業などのサービスの提供が求められています。
- 子育て家庭が孤立しないよう、地域で子育てに関する情報交換や仲間づくりなどができる子育て支援センターの利用促進、地域における子育て支援機能の充実として、ファミリー・サポート・センター事業を検討する必要があります。
- 夏休みなどの長期休暇期間は、留守家庭児童教室の利用児童が一時的に増加するため支援員の確保が必要です。
- 保護者の悩みの軽減を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応が重要であり、地域での子どもへの日常的な声かけをはじめとする見守りネットワークの充実が必要です。
- 子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護者に対して切れ目のない支援を提供し、子育て支援施策と母子施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげる子ども家庭総合支援拠点の整備が必要です。

■ 合計特殊出生率



資料：西濃地域の公衆衛生

施策の方向

1. 多様な子育て支援サービスの充実

- 教育・保育施設における延長保育などのサービスの充実を図ります。
- 児童養護施設での短期預かりなどの、複雑化するニーズに対応するサービスの多様化を推進します。
- 小学校との連携や教育・保育の質の向上に取り組めます。
- 共働き家庭などの児童に対し、放課後や休日などの遊びや学習機会を提供する子ども教室、生活の場を提供する留守家庭児童教室の充実を図ります。
- 多様な子育て支援サービスの利用を促進するため、ホームページやSNSなどによる情報提供を実施します。

2. 地域の子育て力の向上

- 子育て支援センターの育児サークルや相談などへの支援により、地域における子育て支援体制の強化に努めます。
- 地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業の実施について検討し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。
- 身近な公園や既存施設の空きスペースを活用し、子どもが安全に遊べる、地域における子どもの居場所づくりに努めます。

3. 子育て家庭の負担軽減

- 教育・保育施設や子育て支援センターを中心に、子育て相談の充実や、子育て情報の提供に努め、育児に関する不安の解消を図ります。
- 子育て支援事業の情報提供や相談業務を実施し、助産師や保健師と連携を図りながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。
- 医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を行います。
- 児童虐待を防止するため、保護者の悩みの軽減を図り、早期発見と適切な保護及び支援ができる体制を充実します。
- 児童虐待への対応にあたっては、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先に、警察及び子ども相談センターと連携し、対応を図っていきます。

4. 少子化への対応

- 若者や子育て世代に対し、出会いや結婚、妊娠、出産、育児への支援を進め、定住化を促進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
地域子育て支援拠点延べ利用者数	13,344 人	15,000 人
留守家庭児童教室利用者数	395 人	375 人
待機児童数	0 人	0 人

1-4 障がい者（児）福祉の充実 ●●●●●

基本方針

障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の情報提供と支援体制の強化を図るとともに、自立した生活を支援します。



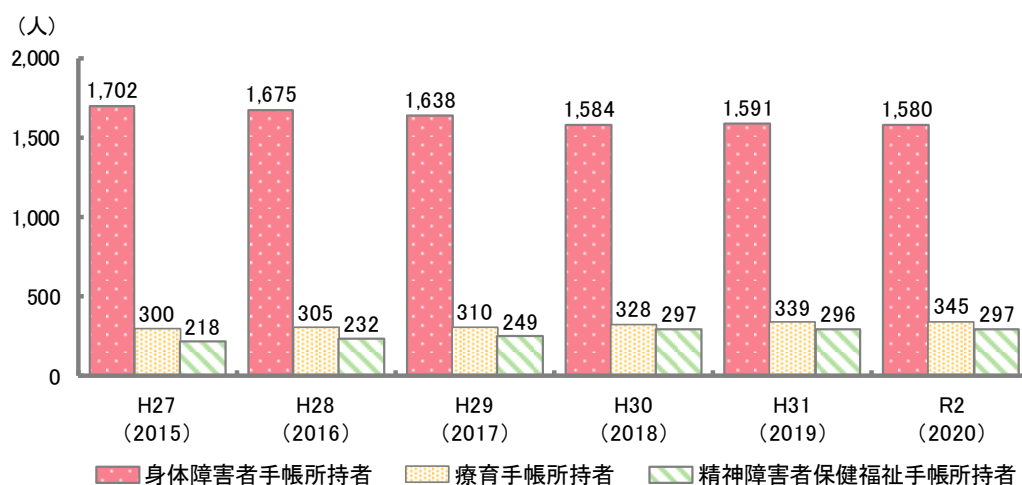
現 状

- 令和3（2021）年3月に「第6期海津市障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を、平成29（2017）年3月には「第3期海津市障がい者計画」を策定し、「協働による安心して暮らせるまち」を目標に掲げ、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指してきました。
- 「障害者総合支援法」制定後も、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などが施行されたほか、「障害者雇用促進法」の改正による法定雇用率の拡大により、障がい者の一般就労に向けた取り組みが進むことや、障害者文化芸術推進法の施行による創造・鑑賞・発表機会の拡大など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 身体障がいの手帳所持者数は減少傾向であるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者数は年々増加傾向にあります。また、日常生活の中で行動・認知面、集団行動などで課題を抱えている人も増加しています。
- 基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族のために、専門的な相談支援を提供しています。

課 題

- 障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、相談窓口などの支援体制を整え、相談支援事業所や障がい者支援施設などと連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 障がいのある人が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス、グループホームなどの居住系サービスなどの障害福祉サービスを継続して提供する必要があります。
- 意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの地域生活支援事業を継続して行う必要があります。
- 障がいのある人の就労機会の充実と、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を、より一層整備することが必要です。
- 発達障がいなどの早期発見と適切な療育が大切であり、保健・福祉・教育などの関係機関が密接に連携し、適切な支援が行えるような体制の構築、連携強化が必要です。

■ 障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

施策の方向

1. 自立支援の充実

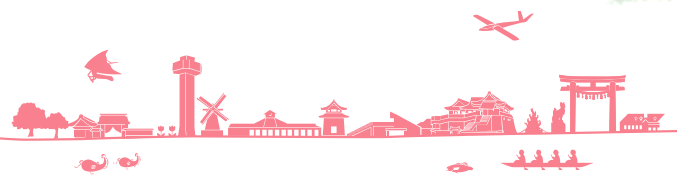
- 障がいのある人が、きめ細かな支援などにより、住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人とその家族が必要とする障害福祉サービスの充実と専門職員の確保を含めた提供体制の強化を図ります。
- 障がいのある人の自立を促進するため、企業や就労支援事業所などと連携し、障がい者雇用に関する継続的な啓発や働きかけを行います。
- 障がいのある人の自立を促進するため、一人ひとりの能力や適性に応じた就労・雇用支援を推進します。

2. 地域生活支援の充実

- 意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの提供や、地域生活支援拠点の利用促進により、障がいのある人の地域での日常生活や社会生活を支援します。
- 基幹相談支援センターの運営充実により、障がいのある人やその家族の専門的な相談支援の機能強化に努めます。
- 障がいのある人が幅広く社会参加できるよう、スポーツ・レクリエーションの普及や芸術・文化活動の振興を支援します。
- 障がいのある人を対象に医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。

3. 障がい者（児）への理解の促進と差別の解消

- 各障がい者団体や障がい者支援施設などとの連携により、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、差別の解消やインクルーシブ（人間の多様性の尊重などを強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと）に対する理解、合理的配慮に取り組みます。
- 広報活動や福祉教育の充実を図り、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。



4. 発達障がい者（児）支援の推進

- 発達支援センターを中心に、認定こども園・小中学校などとの連携による発達障がいなどの早期発見と発達に応じた適切な療育のさらなる推進を行い、乳幼児期から成人期までのライフステージに合わせた一貫性のある切れ目のない支援を行います。
- 支援を要する子どもに関わる人が発達障がいの特性を正しく理解し、ともに学ぶ環境を整備します。
- 支援を要する人が必要な支援を受けることができるよう研修会などの充実を図ります。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
障がい児通所支援延べ利用者数	1,694 人	2,000 人
発達支援センター相談児数（相談件数）	525 人 (2,362 件)	550 人 (2,500 件)
基幹相談支援センター相談件数	—	300 件

1-5 高齢者福祉の推進 ●●●●●

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域でのケア体制の充実や高齢者の生きがいづくり、社会参加を推進します。



現 状

- 本市の65歳以上の高齢者人口は、令和3（2021）年4月1日現在11,402人、高齢化率は34.2%で増加傾向にあり、これに伴い要介護認定者数も年々増加しています。
- 要介護者を支える40歳から64歳の人口は減少しており、要介護者1人を平成20（2008）年度では約10人で支えていたものが、令和2（2020）年度には約8人で支えている状況になっており、いずれ介護サービスの需要に対応しきれなくなることが懸念されます。
- 本市では、特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」、介護老人保健施設「サンリバーはつらつ」を運営しており、現在、「サンリバー松風苑」は入所待機者が多い状態にあります。

課 題

- 介護予防を重視した健康づくり、高齢者の社会活動の充実や就業の場の確保など、高齢者の豊富な人生経験や知識技能を活かした社会参加の機会の提供や活躍できる環境の整備を進め、介護を必要としない環境づくりが求められています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護サービスなどの充実が求められています。
- 今後の高齢化の進展に伴い、認知症の比率も高まることが予測され、認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策が必要です。
- 高齢者福祉の充実には、地域包括支援センターや医療機関、社会福祉協議会などとの連携とともに、地域での多様な助け合い活動の創出、ボランティアのネットワーク化などの推進により、高齢者を地域ぐるみで支えていく環境を整えることが必要です。



■要介護認定者数の推移

	40 歳～64 歳の人口（人）		65 歳以上の人口（人）		
		うち認定者数		うち認定者数	認定率（％）
平成 28 年度 (2016)	12, 106	47	10, 780	1, 619	15. 0
平成 29 年度 (2017)	11, 877	45	10, 959	1, 678	15. 3
平成 30 年度 (2018)	11, 666	47	11, 115	1, 687	15. 2
令和元年度 (2019)	11, 430	43	11, 251	1, 696	15. 1
令和 2 年度 (2020)	11, 209	39	11, 402	1, 720	15. 1

資料：高齢介護課（認定者数・認定率）・市民課（人口）（各年度 4 月 1 日現在）

施策の方向

1. 高齢者の地域生活支援の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現のため、多様なニーズに対応する介護サービスの充実や在宅医療との連携体制の確立を図ります。
- 地域での見守りなどの支援体制の創出及び市民ボランティア団体などの担い手の育成を推進し、多様で総合的なサービスの提供に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者に対しては、民生委員児童委員の協力を得ながら、見守りサービスや緊急通報システムの充実を図ります。
- 要介護状態になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険制度の健全な運用とサービスの質的向上に向けて、介護サービスの充実と給付の適正化に努めます。

2. 高齢者の生きがいがづくり

- 高齢者の就労を通じた生きがいがづくりを支援するため、シルバー人材センターの活動を支援します。
- 老人クラブ活動や生涯学習などの地域における高齢者の自主的な活動の育成に努め、高齢者が地域で幅広く社会活動に参加し、心豊かに生き生きと暮らせる社会を目指します。

3. 介護予防の推進・認知症への対策

- 高齢者が日常生活の中で継続的に参加できる介護予防活動の普及を図り、介護・医療・予防が一体となった介護予防サービスの充実努めます。
- 介護予防の支援を必要とする人の把握、サービス提供体制の構築に努めます。
- 認知症高齢者の早期把握と介護サービスの充実を図り、認知症高齢者の支援を推進します。
- 市民に対して認知症の理解を深めるため、認知症サポーターを養成し、認知症高齢者と家族を見守る地域の支援体制づくりを積極的に推進します。
- 高齢者見守りネットワーク事業（徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業）などの高齢者見守り体制の構築に努めます。

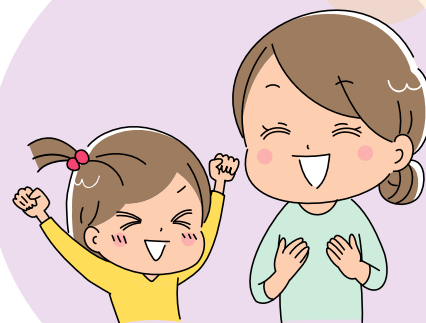
成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
要介護（要支援）認定率	15.1%	15.5%以下
地域包括支援センター総合相談 延べ相談件数	6,157 件	6,300 件
シルバー人材センター就業実人数 （就業率）	306 人（90.5%）	360 人（92.0%）
高齢者見守りネットワーク協力事業所数	179 事業所	200 事業所
生活支援サポーター登録者数	150 人	200 人
移動支援を実施している地区社協数	2 地区社協	3 地区社協



1-6 母子・父子福祉の充実 ●●●●●

基本方針

母子・父子世帯のニーズの実態把握に努め、自立した生活を営めるよう、国・県の制度に基づく各支援策を実施するとともに、精神的・経済的な安定に向けたきめ細やかな母子・父子福祉の充実に努めます。



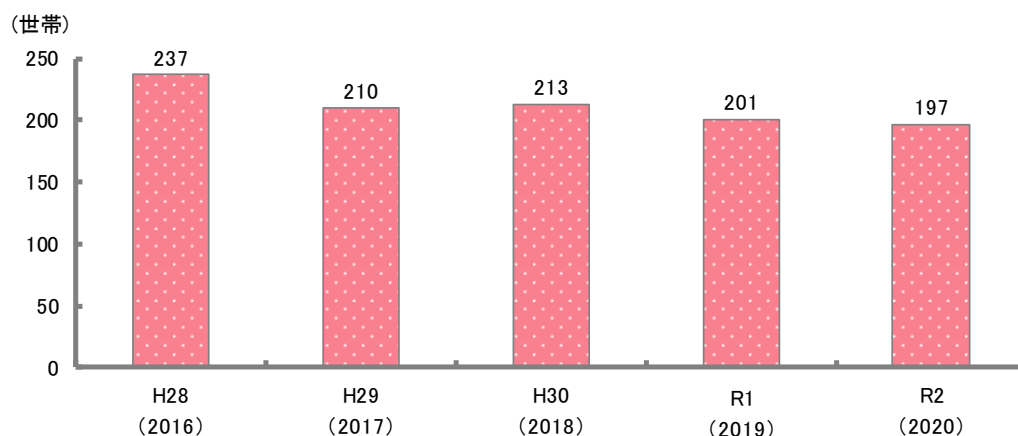
現 状

- ひとり親家庭（児童扶養手当受給資格者）は、令和3（2021）年4月現在、母子家庭は189世帯、父子家庭は10世帯で、近年は減少しつつあります。
- 仕事と育児の両立において、ひとり親家庭は家事や育児を1人で担わざるを得ないため、一般家庭以上に就労可能な時間への制約が生じ、正規雇用の就労機会を得る妨げとなり、非正規雇用者である場合が多くなっています。
- 経済的に不安定な状況に置かれているひとり親家庭に対しては、技術習得などの就労支援や母子父子寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援の制度が整備されています。

課 題

- ひとり親家庭の生活は、家事や育児、就労すべてのことを1人で対応せざるを得ないため、育児について一般家庭以上に支援が必要です。
- 父子家庭の場合は、母親たちの子育てネットワークとの接点が少ない傾向にあり、子育ての情報を入手しづらいことから多くの悩みを抱えており、適切な相談や指導の充実が求められています。
- 子どもの福祉の観点からも、ひとり親家庭の生活、就職、児童の教育、就学のあらゆる相談を気軽にできる体制の充実が重要です。
- 自立支援員によるひとり親家庭への相談支援を充実し、的確な支援につなげていくことが重要です。

■ひとり親家庭（児童扶養手当受給資格者）の推移



資料：社会福祉課

■ひとり親家庭の相談件数の推移

単位：回

	生活一般	児童	経済的支援 生活擁護	その他	計
平成 28 (2016) 年度	82	4	28	0	114
平成 29 (2017) 年度	60	10	64	0	134
平成 30 (2018) 年度	69	10	46	0	125
令和元 (2019) 年度	29	0	63	0	92
令和 2 (2020) 年度	28	2	56	0	86

資料：社会福祉課

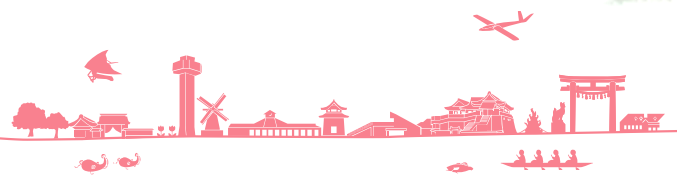
施策の方向

1. ひとり親家庭の生活支援

- ひとり親家庭の家庭環境や経済状況の把握に努め、子育ての生活を安定させるため、児童扶養手当の適切な支給を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度の周知と相談支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉増進を目指します。
- 保護などの必要がある場合には、母子生活支援施設への入所措置を勧め、母子が自立して生活できるよう支援します。
- ひとり親家庭の医療費の助成により、経済的負担の軽減を行います。

2. ひとり親の就労支援

- 経済的に不安定なひとり親の経済的自立に向け、ひとり親の就労に結びつく能力開発の取組みを支援する母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、ひとり親家庭の親へ資格取得を容易にするために生活の負担の軽減及び安定を支援する高等職業訓練促進給付金の支援制度の周知や活用を図ります。
- ハローワークなどと連携し、就職情報の提供体制を充実し、ひとり親の就労を支援します。



3. 相談・指導の充実

- 母子・父子自立支援員が相談に応じる、ひとり親家庭相談窓口の周知を図ります。
- 家事や育児、就労に関することや、利用できる制度についての相談や援助を行います。
- 母子・父子の親子関係や児童の養育、家庭紛争、結婚、離婚などの身の上相談や、配偶者からの暴力などのDV被害に関する相談など、ひとり親の精神的な支えとなるよう相談窓口の充実に努めます。
- ひとり親や子育てに困難を抱える家庭に対し、地域と連携した支援に取り組みます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
母子・父子自立支援相談指導解決率	94.0%	94.0%

1-7 地域福祉の推進 ●●●●●

基本方針

市民が地域でつながりをもちながら生活できるよう、市民と行政が協働し、自助・共助・公助の視点による福祉意識、ボランティア意識の啓発や地域福祉活動体制の確立を推進します。



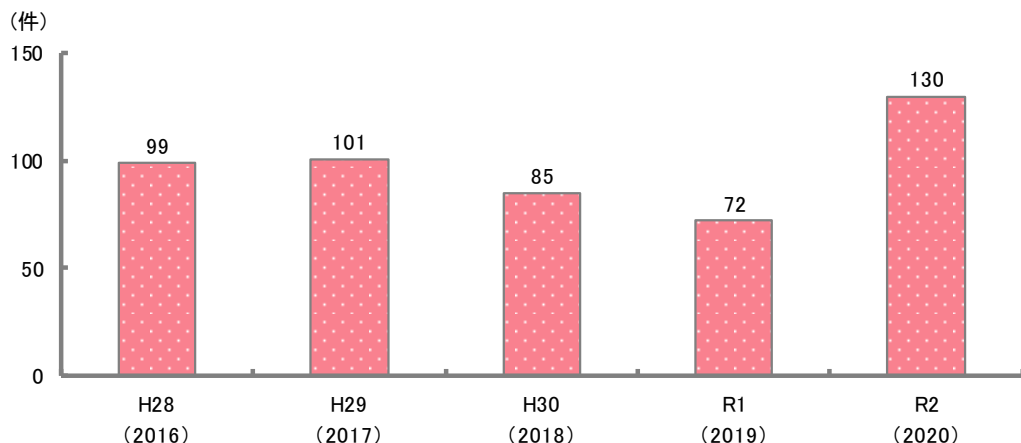
現 状

- 人口減少や高齢化、核家族化などによる家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化しています。
- ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族、外国人世帯など、様々な不安や不自由さをもちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するために、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進委員、ボランティア団体などが訪問活動を行っています。
- 経済的困窮のみならず、様々な問題を抱える世帯に対して生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施することで早期の問題解決に取り組んでいます。

課 題

- 高齢者や障がい者をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人も、すべての市民が住み慣れた地域で人権が尊重され、自立を基本として心豊かに安心して暮らし続けるには、地域の助け合いが不可欠であり、その実践が求められています。
- 一人ひとりの努力（自助）、市民の相互扶助（共助）、公的支援（公助）の連携によって、地域の福祉課題を解決していく必要があります。
- 近年の社会・経済情勢の不安定さから増加が懸念される貧困や、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、配偶者に対する暴力（DV）などの外部からは見えにくい家庭内の問題に対応する地域福祉の充実が求められています。
- より一層、市民による地域の中での見守り活動を促進する必要があり、市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりが必要です。
- 自ら助けを求めない潜在的な生活困窮者の支援を実施するために、民生委員児童委員などの関係団体とのさらなる連携の強化を図る必要があります。

■生活困窮者自立支援事業の相談件数



資料：社会福祉課

施策の方向

1. 地域福祉の仕組みづくり

- 地域の身近な課題を市民参加により地域で助け合って解決していくために、民生委員児童委員などの団体の支援や、住んでいる地域の近隣助け合いネットワークなどの育成・支援を図り、地区社会福祉協議会などの地域における福祉の仕組みづくりを推進します。
- 地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会の育成・支援を行い、機能強化を図ります。

2. 地域福祉の意識啓発とボランティアの育成

- 学校教育、社会教育、家庭教育などの中での福祉教育の推進や、積極的な福祉広報活動に取り組み、市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。
- 市ボランティアセンターを通じて、意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めます。
- ボランティア活動の立ち上げや利用者への情報発信などの支援を行い、地域福祉を推進する体制の整備を図ります。

3. 地域での相談・支援体制の充実

- 家庭や地域の中で、誰もが安心して暮らせるように福祉サービスの拡充や情報提供及び相談体制の充実に努めます。
- 災害時における避難行動要支援者への支援体制づくりに積極的に取り組みます。
- 平常時からひとり暮らし高齢者や障がいのある人などへの見守りや支援を行います。
- 国が示す重層的支援体制整備事業の実施に向け、体制の整備に取り組みます。

4. 生活困窮者支援の充実

- 民生委員児童委員などと連携し、生活困窮者の把握に努めます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施します。
- 生活保護に至る前の段階で経済的自立、社会的自立を目指す生活困窮者の支援に努めます。
- 生活困窮者が生活保護を要する状況となる場合もあるため、生活保護制度との連携強化に努めます。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
近隣助け合いネットワーク相談件数	1,021 件	1,600 件
ボランティア登録団体数	72 団体	77 団体
生活困窮者自立支援事業相談件数	130 件	150 件

1-8 社会保障制度の健全な運用 ●●●●●

基本方針

市民が安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度、低所得者への支援などの各種社会保障制度の健全かつ適正な運営を推進します。



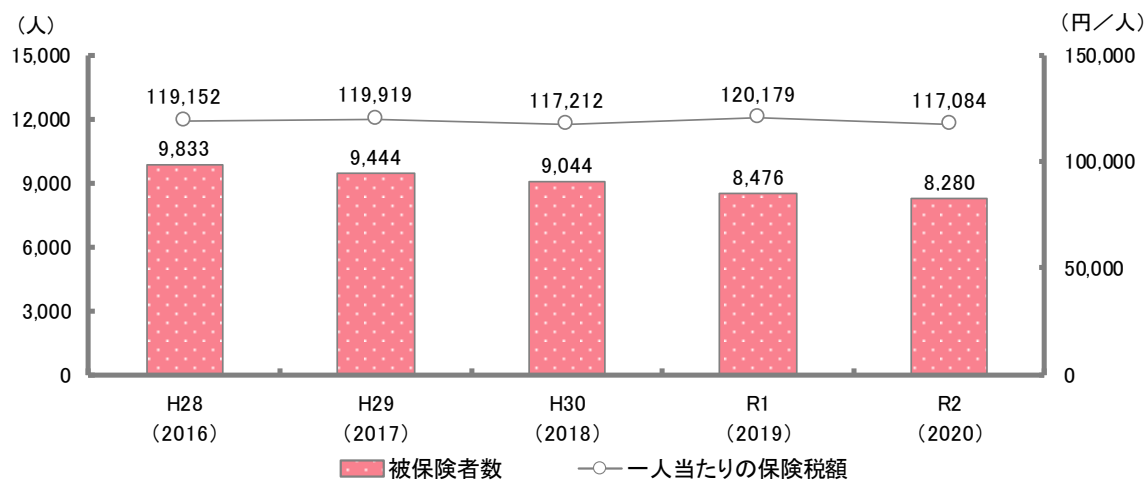
現 状

- 令和2（2020）年度、国民健康保険の被保険者数は8,280人で、市人口の約2.5割が国民健康保険に加入しています。
- 一人当たりの国民健康保険税額は、年間117,084円で、概ね横ばいで推移しています。
- 近年の被保護世帯数は微増傾向にあり、高齢者世帯の割合が高くなってきています。

課 題

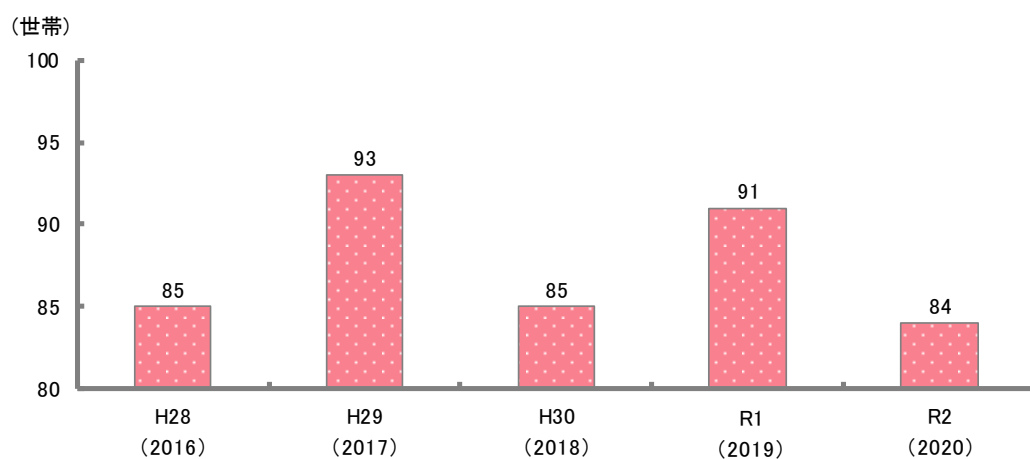
- 国民健康保険の医療費（保険給付費）は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって年々増加し、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあり、国民健康保険財政の健全化は重要な課題です。
- 将来の医療費の抑制を図るためには、特定健診の受診率の向上を図ることが必要です。
- 特定健診の結果から、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対し、実施する特定保健指導の利用率の向上を図ることが必要です。
- 近年は景気の低迷や制度に対する不信感などから、国民年金の未加入者や保険料の未納者が増加しており、制度の周知などの啓発を図り、加入や納付を積極的に促していく必要があります。
- 高齢者（65歳以上）人口は令和7（2025）年頃に、後期高齢者（75歳以上）人口は令和12（2030）年頃にピークを迎えると推計され、介護保険サービスを利用される方もそれに伴い増加し、介護保険サービス給付費の増加が懸念されます。
- 生活保護受給者の自立助長を促すため、就労支援など個々への適切な支援を行っていくことが必要です。

■国民健康保険被保険者数と一人当たりの保険税額の推移

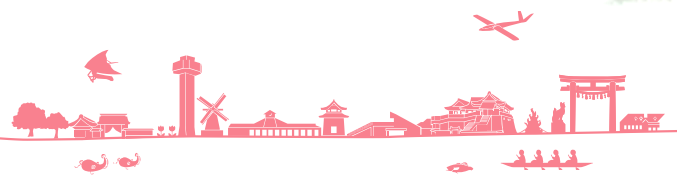


資料：保険医療課

■生活保護世帯の推移



資料：社会福祉課



施策の方向

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運用

- 市民の健康保持や増進に大きな役割を果たす国民健康保険において、被保険者資格の適正な管理に努めます。
- 疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額医療費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。
- 被保険者の健康を維持するため、特定健診や特定保健指導を実施し、生活習慣病などの予防を促進します。
- 医療費適正化のため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用の促進、重複・頻回受診を防止するための定期的なレセプト（診療報酬明細書）の点検を行います。
- 糖尿病性腎症重症化予防に取り組み、医療費増加の抑制に努めます。
- 負担の平準化を図るため、給付に見合った保険税率の見直しを行い、適正な賦課に努めます。
- 保険税の徴収を強化し収納率の向上を図り、国民健康保険財政の健全化に努めます。
- 後期高齢者医療制度においては、ぎふ・すこやか健診などを実施し、また後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、医療費の抑制を図ります。
- 後期高齢者医療制度において、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務を円滑に実施します。

2. 国民年金制度の周知

- 日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

3. 生活保護制度の適正実施

- 生活保護受給者に対し、被保護者の資産や能力、扶養義務者からの援助や他法他施策の活用、就労支援などにより自立した生活ができるよう支援し、生活保護制度を適正に実施します。
- 経済的自立が容易でない高齢者などについても社会とのつながりをもつことができるよう、社会的自立に向けた支援に努めます。
- 生活保護に至る前の段階の生活困窮者を支援する生活困窮者自立支援制度との連携強化に努めます。

4. 介護保険制度の健全な運用

- 介護保険サービスの適正な給付や、ケアマネジメントならびに介護予防事業の充実を図り、介護保険事業の健全な運営に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
ジェネリック医薬品利用率	74.3%	80.0%
国民健康保険一人当たりの診療費	394,245 円	333,212 円
介護保険一人当たりの介護給付費	23,503 円	25,000 円

安全で快適な 住み良い まちづくり 【都市基盤・防災・環境】

2-1 計画的な土地利用の推進

重点施策 2

基本方針

歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、市民が快適な生活を送ることができるよう、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。



現 状

- 自然的土地利用は、揖斐川流域兩岸の平野には農地が、揖斐川西岸の平地に続く養老山地には山林が広がっています。
- 都市的土地利用は、旧 3 町庁舎周辺の 3 つの旧中心市街地（海津・平田・南濃）や千代保稲荷神社周辺、養老鉄道駅周辺、国道 258 号沿道などに、相対的に密度が高いまとまった宅地（以下、「市街地」という。）が位置しています。
- 集落は、平地では水路に沿って、養老山地山麓には細長く連担して広がっています。
- 山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されていますが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分（線引き）が行われておらず、用途地域も指定されていません。
- 都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されています。
- 店舗などの商業用地の立地は、3 つの旧中心市街地や鉄道駅周辺から、国道 258 号や主要地方道津島南濃線などの幹線道路沿道へとシフトする傾向が進んでいます。
- 今後も開発などによる自然環境喪失の可能性は低いと考えられますが、将来にわたって良好な環境を保全するためには、都市の将来像と方針の設定が必要であり、計画的な土地利用を実現する海津都市計画区域マスタープランにその方向性が示されています。

課 題

- 3 つの旧中心市街地を、本市の公共施設が多く立地する市街地（海津）と 2 つの地域拠点（平田・南濃）として、幹線道路でネットワーク化する都市構造を核とする土地利用の充実と、幹線道路沿道への適正な土地利用を図ることが必要です。



施策の方向

1. 土地利用の方向性の検討

- 長期的な視点に立って土地利用の方向性の検討を進め、まちの将来像を市民で共有し、秩序ある土地利用を推進します。

2. 秩序ある土地利用の形成

- 優良な農地や豊かな山林を保全していきます。
- 均衡ある発展を目指し、魅力ある市街地の計画的な整備に努めます。
- 既存の市街地や集落の無秩序な拡大を抑制し、集約型都市構造の形成を図ります。
- 秩序ある土地利用を図るために、用途地域や特定用途制限区域などの指定を検討します。
- 東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジの整備に合わせ、新たな企業誘致に対応するため、（仮称）海津スマートインターチェンジ周辺及び幹線道路沿道において産業拠点の整備など計画的な土地利用の誘導を図ります。

3. 土地調査の推進

- 今後の計画的な土地利用や保全に向け、土地の開発指導などの行政指導を行う上で必要となる地籍調査を推進し、土地の正確な実態把握に努めます。

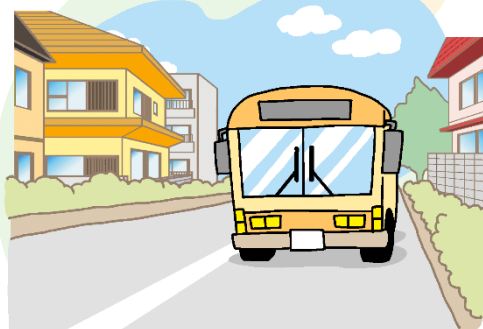
成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
宅地率 （住宅用地・商業用地・工業用地）	8.2%	8.7%

2-2 交通網の整備 ●●●●●

重点施策3

基本方針

広域幹線道路と生活道路は、それぞれの機能が十分に発揮できるように計画的な整備、維持・管理を推進します。また、養老鉄道や民営バス等の地域公共交通の確保・維持を目指します。



現 状

- 広域的な交通を担う道路は、揖斐川を挟んで西側に国道 258 号が、東側に（主）岐阜南濃線と（一）木曾三川公園線、（一）安八海津線、（主）北方多度線が南北に連絡しており、（主）津島南濃線、（一）養老平田線が揖斐川、長良川を横断して、東西に連絡しています。
- 都市計画道路は、令和 8（2026）年度に東海環状自動車道の全線開通が示されており、地域産業の強化、観光誘客などの効果が期待される（仮称）海津スマートインターチェンジの供用開始を予定しています。
- 都市計画区域内における主要地方道、一般県道の道路延長は 107.341km であり、整備率は 97.7%となっています。
- 公共交通は、養老鉄道、名阪近鉄バス、コミュニティバス及びデマンド交通があります。
- 養老鉄道養老線は、大垣駅と桑名駅間を国道 258 号と並走し、市内に 5 駅（美濃津屋駅・駒野駅・美濃山崎駅・石津駅・美濃松山駅）あります。
- 名阪近鉄バス海津線は、海津・平田市街地と大垣市内を結ぶ路線バスです。
- コミュニティバスは、海津羽島線をはじめとする定時定路線 3 路線を運行しています。
- デマンド交通は、あらかじめ利用したい日時・乗車場所を予約し、約 360 箇所の停留所の間を自由に移動することができます。



課題

- 広域的な交通を担う道路をはじめとする、市内を連絡する幹線道路において、日常生活の利便性や安全性の向上を目指して、段階構成の整理と体系的なネットワークの構築を図ることが必要です。
- 広域的にみると東西の連絡が不足しており、新たな広域幹線道路の構想を愛西市などと連携し、要望していくことが必要です。
- 市内の東海大橋、長良川大橋などの混雑を緩和し、交通を円滑に促すため、新架橋（仮称）愛津大橋の整備が求められています。
- 東海環状自動車道の開通後は、インターチェンジからの交通量が増加することが考えられ、これに対応したアクセス道路の整備を推進する必要があります。
- 今後は、未整備箇所における拡幅や歩道新設などの推進が急がれるとともに、老朽化が進行しつつある橋梁の長寿命化や架け替えの検討が必要です。
- 生活道路などにおいては、利便性、安全性の向上を推進するため、狭あい道路の拡幅などの推進、主な生活道路への歩行帯設置や防護柵設置、街路灯のLED化など、歩行環境の改善と路面の維持管理などの補修を進めていくことが求められます。
- 養老鉄道養老線、名阪近鉄バス海津線は、市民の通勤・通学や自動車を運転できない交通弱者にとっては必要不可欠な交通手段であることから、今後も存続していくための支援を実施していくことが求められます。
- 今後、ますます高齢化が進行することから、高齢者など交通弱者のニーズに合った公共交通の運行サービスの見直しや、観光客など他の利用者に配慮し、さらなる利用促進を図り、利便性の向上に努めることが必要です。
- 名古屋圏への移動手段に対し高いニーズがあり、名古屋圏へのアクセス改善について、事業者や関係機関と連携し進めていくことが求められます。

施策の方向

1. インターチェンジの整備

- 東海環状自動車道西回り区間の一日も早い全線開通を要望します。
- 令和8（2026）年度に供用開始予定の（仮称）海津スマートインターチェンジの整備を推進します。
- 一般国道や主要地方道へアクセスする周辺道路の整備を推進します。

2. 幹線道路の整備

- 市内地域間の連絡や広域交通、災害時の緊急輸送を担う、幹線道路網の整備計画を検討し、県と連携した主要地方道や一般県道の改良整備や歩道の設置、橋梁部への歩道新設などの整備による、地域を効率的に連絡する体系的な幹線道路網の整備を促進します。
- 市内に多数ある橋梁については、幹線道路網の整備とも連携しながら、老朽化が進行している橋梁の予防保全的な修繕を推進します。
- 混雑度の高い東海大橋、長良川大橋などの渋滞緩和や市内への交通を円滑に処理するため、新架橋（仮称）愛津大橋の整備促進を「木曽川・長良川新架橋促進協議会」を通じて各県に要望していきます。

3. 生活道路の整備

- 生活道路については、狭隘な道路の改良や側溝整備、舗装整備などを推進します。
- 通学路は、歩行帯の設置などの安全な歩行空間の確保に努めます。
- 日常の点検や市民からの情報をもとに、路面の維持管理などの補修を行います。

4. 公共交通の維持

- 養老鉄道養老線及び路線バス（名阪近鉄バス海津線）は沿線自治体と協力して補助金などにより運営への支援を行います。
- 市民のニーズや観光客に配慮したコミュニティバスやデマンド交通を運行し、高齢者や学生、自動車を運転できない交通弱者などの交通手段となるほか、観光振興ともタイアップした公共交通網の確保と維持に努めます。
- 名古屋圏や近隣都市との連携の強化を図り、他県へのバスの乗り入れを視野に入れた路線の再構築を検討します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
スマートインターチェンジ整備事業進捗率	29.6%	100.0%
コミュニティバスとデマンド交通の利用者数	92,725人※	97,000人

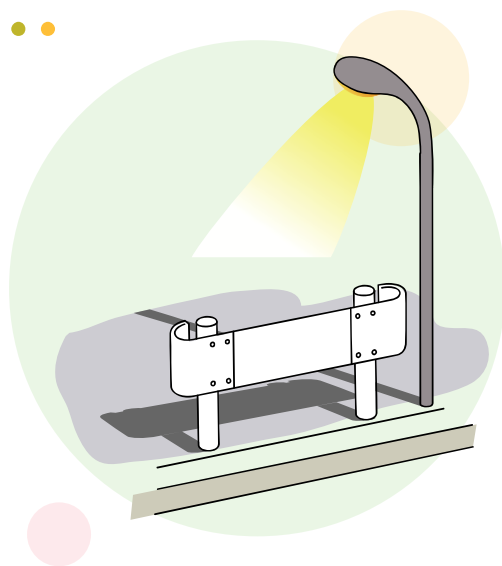
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載



2-3 防犯対策・交通安全対策の充実

基本方針

安心を実感できる生活環境の実現に向けて、市民の防犯意識や交通安全意識の高揚を促進するとともに、地域における防犯活動への支援や計画的な交通安全施設の充実を推進します。



現 状

- 犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年は概ね減少傾向にあります。
- 犯罪は全国的に巧妙化、広域化が進んでおり、犯罪の低年齢化も指摘され、高齢者や子どもが被害者となる場合も多く見受けられます。
- 近年は還付金詐欺などの振り込め詐欺も社会的な問題となっています。
- 警察と協力して「地域安全ニュース」を発行するなど犯罪を未然に防ぐための啓発活動を行う「海津地区防犯協会」を支援しています。
- 区・自治会が行う街路への防犯灯設置に対して、補助金を交付しています。
- 交通事故については、令和2（2020）年の交通事故発生件数は857件で、そのうち人身事故件数は62件であり、死亡者数4名、負傷者数83名です。
- 子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会や事故防止街頭啓発などの活動をしている「海津地区交通安全協会」を支援するほか、チャイルドシート購入者に対して補助金を交付しています。

課 題

- 市民の防犯意識の啓発強化が求められるとともに、人口減少や高齢化による地域の防犯力の低下を抑止し、各種犯罪や青少年の非行の防止に努める必要があります。
- 海津地区防犯協会による「地域安全ニュース」で市民への情報提供や、連れ去り防止教室などの防犯活動が行われており、今後もこれらの対策の支援が必要です。
- 交通事故の防止のためには、交通危険箇所の整備や、転落防止柵やカーブミラー、道路標識、区画線などの交通安全施設の整備を図り、交通環境の改善が必要です。
- 海津警察署、海津地区交通安全協会などと連携し、交通マナーの浸透や、通学路の安全確保、夜間外出時のリフレクター（光の反射板）着用など、交通事故から自らを守る意識の浸透などを図っていく必要があります。

■犯罪発生状況の推移

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
犯罪件数合計（件）	312	267	195	179	158
凶犯罪	4	1	3	0	1
粗暴犯	15	21	17	13	9
窃盗犯	208	179	137	117	111
知能犯	7	8	1	7	4
風俗犯	4	0	1	0	1
その他の刑法犯	74	58	36	42	32

資料：海津警察署

■交通事故発生状況の推移

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
発生件数（件）	1,164	1,074	1,048	1,044	857
人 身	128	82	88	104	62
物 損	1,036	992	960	940	795
死 亡 者（人）	3	3	4	4	4
負 傷 者（人）	192	106	136	139	83

資料：海津警察署



施策の方向

1. 防犯体制の強化

- 市報やホームページなどの広報により、犯罪発生状況や防犯に関する情報を提供し、市民一人ひとりの防犯意識の啓発を推進します。
- 海津警察署、海津地区防犯協会と連携し、不審者への声かけや通報など、防犯体制の強化を図ります。
- 子どもの登下校の見守りなどの市民による青パトなどの防犯パトロール、防犯灯や防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止力の向上を支援します。

2. 交通安全対策の推進

- 子どもから高齢者までの年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通事故の抑止を図ります。
- 海津警察署、海津地区交通安全協会と連携し、街頭啓発やパトロールにより、交通安全意識の高揚を図ります。
- 海津警察署などと連携しながら、事故多発地点や危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。
- 通学路に関しては、通学路安全推進会議と連携し、危険箇所として抽出された箇所において、安全確保のための道路環境整備を推進します。
- 夜間における良好な視環境を確保し、道路交通の安全性の向上を図るため、街路灯の整備を推進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
刑法犯認知件数	158 件	150 件
通学路の交通安全対策の整備箇所【累計】	6 基・箇所	25 基・箇所

2-4 住環境の整備 ●●●●●

重点施策4

基本方針

市外への転出抑制、移住・定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進します。また、住宅ニーズの受け皿として、空き家の利活用に努めます。



現状

- 主な居住エリアは、市内全域に広く分散している集落と、既存の市街地からなっています。
- 町が合併して成立したその経緯から、旧町庁舎跡地周辺の市街地では、公共公益施設や商業施設、住宅が集積する旧町中心市街地としての名残があるものの、旧中心市街地や鉄道駅周辺の市街地において、商業施設などの閉鎖が進んでおり、人口や産業の空洞化による住環境の悪化が懸念されます。
- 公営住宅は、市内4箇所の計112戸、その他に定住促進住宅を60戸管理しています。

課題

- 市街地では、商業施設などの生活利便施設の立地誘導を図るとともに、地域拠点においては、旧高須城下町、千代保稲荷神社を控える今尾の水郷集落、養老鉄道駒野駅などの、各々の地域の歴史や産業、地形条件などを活かした、個性ある落ち着いた住環境の形成を図っていく必要があります。
- 良好な住環境の育成によるまちの魅力の向上は、市民の定住や他市町からの移住を促す上で重要な要素であり、自然景観や農生産景観と調和した、本市の魅力を活かした住環境の整備を推進することが必要です。
- 集落においては、農業と密接に結び付いた生活基盤の整備が必要です。
- 居住エリアの密度は高くなく、住宅・店舗などは、既存の市街地・集落及びその周辺への立地が望まれます。
- 公営住宅の団地を、適正に維持管理していくとともに、耐用年数が近づく団地については、長寿命化や統廃合により計画的に活用していくことが必要です。
- 公営住宅などの公的住宅は、民間の賃貸住宅供給がそれほど多くない本市において、若者の移住・定住の促進に一定の役割を果たすものであり、譲渡を受けた定住促進住宅の人口減少対策への有効活用が必要です。



施策の方向

1. 地域の個性を活かした市街地の形成

- 地域の自然、歴史、産業などを反映した個性のある落ち着いた、快適な市街地街路の景観形成を図り、地域や本市への愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します。
- 店舗などの生活利便施設は、地域の拠点や幹線道路沿道を中心に立地を誘導し、共同の開発や新規住宅の立地は、既存市街地と一体的に整備されるよう土地利用の推進を図ります。
- 空き家の増加に伴う防災性や防犯性の低下、衛生や景観の悪化への対応をします。
- 移住・定住施策として、受け皿となり得る既存市街地などの空き家の実態を把握します。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法により、海津市空家等対策協議会を開催し、具体的措置に関することや、利活用方法についての協議を行います。

2. 集落環境の保全

- 自然環境や農業生産環境と調和し、歴史に培われた美しい集落環境の継承や市街地の景観形成を図り、暮らしやすさの向上を図ります。

3. 公営住宅の活用

- 公営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進行する施設の長寿命化や統廃合を計画的に推進し、必要とされる公営住宅戸数の維持に努めます。
- 定住促進住宅について、公営住宅と併せて若者の移住・定住の受け皿となるよう努めます。

4. 住宅取得への支援

- 子育て世代のU・Iターンの促進及び市内在住の3世代の定住を促進するため、各種助成制度を整備し、移住先として選ばれるまちづくりを進めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
公営住宅等の入居率	86.5%	100.0%
定住を目的とした住宅の新築・購入・リフォーム等への支援数	34件	40件

2-5 防災対策の充実

重点施策5

基本方針

大規模災害の発生に備え、ハード・ソフトの両面から対策を進めるとともに、市民、事業者、行政の連携による防災・減災体制の強化を図り、強靱なまちづくりを推進します。



現状

- 本市は木曽三川の下流域にあり、平野部では、輪中を形成するなどして古くから水害と闘ってきました。
- 長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成したほか、堤防、排水施設が整備され安全性は大きく向上したものの、集中豪雨などにより木曽川・長良川・揖斐川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じるおそれがあります。また、大江川、中江川、長除川、山除川などの中小河川の増水による内水氾濫のリスクがあります。
- 本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流などの災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流などに指定されている箇所が多数あります。
- 南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が懸念されている状況にあって、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けています。
- 養老・桑名・四日市断層及び平地部の伏在断層が市域に存在しています。



課題

- 災害被害を軽減するために、治水、治山、砂防対策が必要不可欠です。
- 治水対策として、国土交通省・県・市が管理する排水機場などの施設の適正な維持管理が求められています。
- 治水対策として、危険箇所の点検パトロールなどの維持管理体制の強化に努めていく必要があります。
- 市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成の区間の整備や老朽化した施設の改修などを進める必要があります。
- 山間部においては、治山事業により水源のかん養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生などを積極的に進めること、砂防事業により崩壊斜面上の土留めなどの防災施設の適正な維持管理を行うことが求められています。
- 地域の防災拠点となる公共施設の耐震化が進められており、市民の生命に関わる住宅の耐震補強工事などによる耐震化を促進することが必要です。
- 国土強靱化地域計画を指針として、地域防災計画のほか各種マニュアルを見直し、市民に周知していく必要があります。
- 市民への防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成、中学生向けのジュニア防災リーダーの育成などにより、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが必要です。
- 寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人などは、災害や緊急時の避難の際に支援が必要です。
- 要配慮者の個別避難計画の策定、要電源障がい者が避難できるよう福祉避難所における非常用電源対策、災害時の安否確認や救助を行う体制の整備が求められています。
- スーパー伊勢湾台風と呼ばれるような木曽川流域全体に被害が及ぶような大規模水害に備え、県を越えた広域避難計画の策定に向けて取り組んでいく必要があります。

施策の方向

1. 防災体制の強化

- 各種マニュアルの見直しを適切に行い、行政の防災体制の強化に努めます。
- 防災行政無線の整備、防災Web配信アプリの登録増、災害時に防災拠点や避難施設となる公共施設の整備の推進、水防倉庫の資機材及び防災備蓄物資の更新・充実などにより、防災対策機能の充実を図ります。
- 障がい者や高齢者などを対象とする避難行動要支援者名簿の作成や、要配慮者の個別避難計画策定など、災害弱者の支援対策の強化に努めます。
- 民間の高齢介護施設、障がい者施設などと災害連携協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。
- 大規模水害に備えて、県を越えた広域避難のあり方について関係市町村と協議を進めます。

2. 地域防災力の強化

- 防災意識の高揚、啓発のため、防災教育を推進し、ハザードマップの発行、街角防災看板の設置などを進めます。
- 子どもから大人まで日ごろの備え（自助）の大切さを防災教育や防災キャンプ・砂防学習などの実施活動により啓発します。
- 防災Web配信アプリなどのITを活用した防災情報提供体制の充実化、自主防災組織の結成促進、防災リーダーの育成、防災備蓄資機材購入、避難所での感染症対策のための衛生用品の充実化、自主的な防災訓練の支援などにより、地域防災力の強化（共助）を図ります。
- 住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強工事の支援を行い、地震に強いまちづくりに努めます。

3. 治水・治山・砂防対策の強化

- 排水機場などの適正な維持管理、危険箇所のパトロール、排水路の整備を図ります。
- 一級河川などの河川改修、揖斐川及び津屋川の築堤護岸改修などの事業の促進に努めます。
- 森林の保全と維持管理を図るとともに、土砂災害などの発生の危険性が高い地区については、引き続き、治山、砂防事業による災害防止を促進します。
- 堤防、砂防施設の除草など、予防保全のため定期的な点検・維持管理に努めます。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
災害用備蓄食料数	20,400 食	20,550 食
防災士登録者数	203 人	400 人
耐震診断件数及び耐震補強工事補助件数	3 件	15 件
沢谷川河川改修整備事業進捗率	27.1%	100.0%

2-6 消防・救急体制の充実 ●●●●●

基本方針

市民の安全・安心を守るため、行政と地域の連携による防火体制の強化を図ります。また、高齢化等を背景に増加が予想される救急・救助に対する体制の強化を推進します。



現 状

- 消防体制は、消防本部は1本部1署2分署で構成され、消防団は市内各地域に計15分団で結成され、令和3（2021）年4月1日現在、団長以下371人（条例定数407人）の団員が所属しています。
- 消防団は、火災発生時の消火活動、地震や風水害などの大規模災害発生時における救助活動や避難誘導などの災害防御活動に従事し、消防署と連携して活動しています。
- 海津市女性防火クラブが結成され活動しています。
- 令和2（2020）年の火災発生件数は15件で、その内訳は、建物火災が6件、枯れ草などのその他の火災が7件、車両火災が2件となっており、被害総額は約79,847千円です。
- 救急出動件数は、全国的に新型コロナウイルス感染症に伴う影響が全国的に減少傾向となり、令和2（2020）年は1,572件、1日当たり約4.3件出動しています。
- 救急出動件数の内訳は急病が1,011件と最も多く、出動件数の約6割を占めており、次いで、一般負傷232件、交通事故126件と続いています。

課 題

- 少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題です。
- 高齢者の救急医療は増加が予測され、消防・救急体制の充実は、市民の生命・身体・財産を守るためにますます重要となってきています。
- 初期消火や応急手当が大切であり、市民に対してこれらに関する知識の普及と啓発を図ることが必要です。

■火災発生状況

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
出火件数 (件)	17	17	22	6	15
建物	11	6	11	2	6
林 野	1	0	0	0	0
車 両	1	5	3	1	2
その他	4	6	8	3	7
焼損棟数 (棟)	13	8	22	7	9
死 者 (人)	2	0	1	2	0
負傷者 (人)	4	0	3	1	3
損害額 (千円)	107, 832	3, 883	72, 683	23, 219	79, 847

資料：消防本部

■救急車出場状況

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
急病	1, 159	1, 168	1, 184	1, 221	1, 011
交通事故	203	175	185	178	126
一般負傷	270	283	232	267	232
自損行為	24	12	12	16	7
自然災害	0	0	0	0	0
労働災害	31	24	36	31	20
運動競技	17	21	32	26	15
火 災	13	9	15	5	11
加 害	3	1	2	6	3
水 難	2	2	1	0	3
その他	123	112	148	124	144
計	1, 845	1, 807	1, 847	1, 874	1, 572

資料：消防本部



施策の方向

1. 消防体制の充実

- 広域的な連携などによる消防本部の機能の充実・強化や、消防職員の資質向上を推進し、安全で確実かつ迅速な消防活動が行える消防体制を推進します。
- 初期消火活動などを担う地域の消防団や自主防災組織の維持と充実を図ります。
- 消防団の定期的な訓練の実施により、消防力の向上と消防本部との連携体制の強化に努めます。
- 消防施設については、消防本部の防災拠点施設としての維持管理と、車両の維持管理の徹底を図ります。
- 車両、消火栓、防火水槽などの設備・機器は、整備・更新を計画的に進めます。
- 消防団員数については、自治会や消防団ＯＢからの働きかけにより維持していますが、県が実施する「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」などの消防団インセンティブ制度を周知するなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進し、消防団員の確保に努めます。

2. 救急・救助体制の充実

- 増加する救急出動に的確に対応するとともに、救命率の向上を図るため、計画的に高規格救急自動車の整備と更新を進めます。
- 多種多様な事故や災害に対応できる救急機材の整備、救急救命士の救急技術の向上、隊員の充足に努め、救急体制の充実を図ります。
- 命に関わる救急出動活動を阻害しないよう、市民の救急車利用の適正化を推進する啓発を強化していきます。

3. 市民の防火意識・救急知識の向上

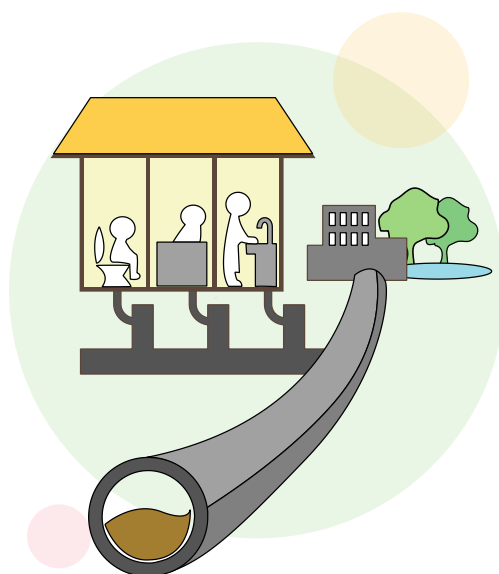
- 火災予防運動の展開や防火知識の普及を図り、市民の防火意識の啓発に努めます。
- 火災や地震などの災害に対する防火や防災対応力の向上を図るため、事業所や学校、自治会、自主防災組織などが行う訓練を支援し、体験訓練などを計画的に実施します。
- 市民を対象とする講習会などで、心肺蘇生法などの応急手当の知識や技術、ＡＥＤの取り扱い方法の普及を図り、救命率の向上を図ります。

成果指標	現状値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 8（2026）年度
消防団員数	371 人	407 人
緊急傷病者搬送率	18.5%	20.0%

2-7 上・下水道等の整備 ●●●●●

基本方針

安全で快適な環境づくりに向けて、上・下水道施設の計画的な維持・管理・更新を推進します。また、下水道については、農業集落排水、合併処理浄化槽とともに、汚水処理整備の推進を図ります。



現 状

- 上水道は、海津、平田、南濃の3系統で給水されており、令和2（2020）年度現在の上水道普及率は97.1%で、給水体制は、ほぼ整備された状況にあります。
- 上水道浄水場などの基幹的施設は更新時期を迎えており、配水管の漏水対策とともに、計画的な更新が急務となっています。
- 下水道は、令和7年度事業完了を目標に、海津処理区の管渠の新設工事を推進しています。
- 令和2（2020）年度末現在の下水道、農業集落排水、浄化槽を合わせた汚水処理人口の普及率は、92.8%となっています。
- 下水道事業は、令和2（2020）年度に公営企業へ移行し、令和3（2021）年度に経営戦略の見直しを行っています。

課 題

- 人口減少など地域社会構造の変化に伴い水道使用量は減少傾向で、持続的な上水道の維持のためには、水道料金の未収金の徴収強化、有収水量の向上、及び施設の長寿命化などを図っていくことが必要です。
- 上水道は市民の暮らしと、憩いを支えるライフラインであり、地震などの災害時にも早急に復旧できるよう、施設の耐震化などの整備を推進することが重要です。
- 老朽化した下水道施設の改築更新経費の増嵩、大規模災害の発生リスクの増大、及び人口減少などによる料金収入の減少に対応した施設配置など経営の効率化が必要です。

■ 上水道普及状況

給水区域内人口（人）	給水人口（人）	上水道（人）	簡易水道（人）	専用水道（人）	普及率（%）
33,375	32,414	32,414	0	2	97.1

※普及率＝給水人口／給水区域内人口×100

資料：令和2年度水道統計（令和3年3月31日現在）



施策の方向

1. 上水道の整備

- 水道施設の日常的な点検、機器類の整備、異常箇所の早期発見、修繕に努め、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。
- 水質検査と情報提供を行い、水源である地下水の水質管理に努めます。
- 水源池、主要管路などの基幹施設における機器や建物の修繕や長寿命化、及び計画的な更新や耐震化を推進します。
- 下水道管布設に係る老朽水道管の布設替を計画的に実施します。

2. 下水道の整備

- 汚水処理施設の効率的で効果的な整備を進め、生活環境の改善及び公共用水域の保全を図り、安全で快適な市民生活の確保と水洗化の促進に努めます。
- 老朽化した管渠や浄化センター施設の改築更新、耐震化を推進し、下水道処理機能の維持に努めます。

3. 災害に強い水道施設の整備

- 基幹施設、基幹管路などの水道施設の耐震化を図ります。
- 渇水時や事故時、災害時などに備え、上水道3系統（海津、平田、南濃）の相互融通を可能にする緊急連絡管などの施設整備を推進します。
- 周辺自治体並びに関係者と連携する応急給水、及び応急復旧などの体制の点検と強化に努めます。

4. 上下水道会計の健全化

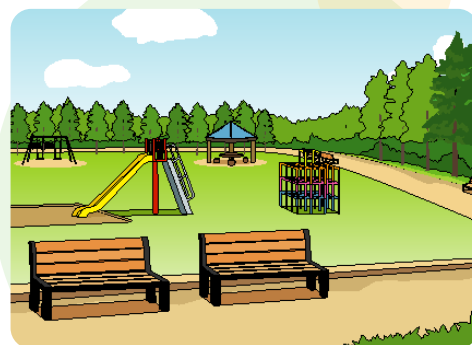
- 漏水箇所の把握と早期修繕、配水ブロックの見直しなどにより有収率の向上を図ります。
- 給水量に対応した規模の適正化や配水系統の見直し、施設配置の再構築の検討など、運営の効率化・広域化を推進します。
- 各戸から下水道への排水設備の接続率向上対策を積極的に啓発を図り、水洗化の促進に努めます。
- 下水道管への不明水の侵入箇所、及び管渠の腐食などの点検調査により把握し、計画的な修繕・改築により、有収率の向上を図ります。
- 水道料金等審議会を開催し、上下水道事業の運営事業を審議し、経営の健全化を図ります。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
汚水処理人口普及率	92.8%	100.0%
上水道有収率	78.8%	83.0%

2-8 公園・緑地の整備 ●●●●●

基本方針

市民の交流促進、都市における防災機能の向上等の多様な観点から、誰もが気軽に利用でき、憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。



現状

- 公園・緑地は、市民の憩いの場、安らぎの場として、健康増進や身近なレクリエーションの場として、日常の中で豊かな市民生活を営むための大切な役割を果たす空間となっています。
- 都市公園は、近隣公園が1箇所（平田公園）、街区公園17箇所、都市緑地1箇所（平田リバーサイドプラザ）の計19箇所の公園が整備されており、この他、自然公園3箇所、農村公園・広場など9箇所、及び区や自治会で管理しているちびっ子広場56箇所が整備されています。
- 都市公園などの公園・緑地においては、適正な維持管理を行い、快適な公園環境を維持しています。
- 本市の山間や水辺の雄大な自然環境を保全し、国営木曽三川公園中央水郷地区（木曽三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター）、千本松原県立自然公園、揖斐関ヶ原養老国定公園などの公園が、豊かな自然と触れ合える場所として整備され、市民のみならず来訪者の観光やスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

課題

- 身近な住環境にある公園などは、災害時には避難場所としての役割が求められます。
- 公園の使い方や整備の方向などを、地域の住民とともに探りながら、多面的機能の充実が必要です。
- 日常的な公園管理においても、地域住民組織との協働を視野に入れた管理の在り方を検討していくことが重要です。
- 広域的な公園などについては、本市の貴重な自然資源、観光資源として、行政活動、市民活動の中に積極的に取り込み、活用していく必要があります。



施策の方向

1. 都市公園等の維持管理

- 都市公園などの身近な公園は、子どもの遊び場、高齢者などの憩いの場、健康づくりの場、コミュニティ活動の場、及び災害時の避難場所などの、多目的に市民の日常生活に密着した空間として、安心して利用できるよう遊具の保守点検、植栽の管理などを適切に行い、環境の保全に努めます。

2. 水郷を活かした水辺空間の整備

- 国の木曾三川公園大江緑道の整備と連携し、大江川沿いの貴重な水辺空間の保全や再生を推進し、自然観察やスポーツ・レクリエーション、水郷を活かした環境学習の場などとして活用を図り、潤いのある空間を市民に提供します。
- 周辺に張り巡らされた水路や河川において、地域の歴史を継承する水辺空間として、水郷景観と馴染む護岸の復元や、自然環境と共生する河川敷や堤防の整備を進めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 8（2026）年度
平田リバーサイドプラザおもしろ自転車利用者数	4,071 人	4,500 人
平田公園ローラースライダー利用者数	8,438 人	9,000 人

2-9 自然環境の保全 ●●●●●

基本方針

木曽三川や水郷地帯、養老山地等、本市独自の豊かな自然環境の保全・再生に努めます。また、環境負荷の低減に向けて、省エネルギー・省資源対策の推進、ごみの減量・再資源化等を推進します。



現状

- のどかな田園風景、美しい水辺空間、恵まれた森林資源などの自然環境を、先人から貴重な財産として受け継いでいます。
- 木曽三川流域の輪中地域は古くから水とともに栄え、川の恵みである魚貝類は、貴重なタンパク源として、独自の食文化を育んできました。
- 湧水地などに生息する全国でも珍しいハリヨの存在が確認されており、学術的にも貴重な動植物がいく種類も生息しています。
- 公共用水域の水質保全のため、下水道の普及率及び接続率の向上と、下水道区域外にある汲み取りや、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めています。
- 地球温暖化や異常気象など、地球規模の環境問題が懸念されており、我が国でも、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ・省資源への取組みが進められています。
- 公共施設への太陽光発電システム及びEV用急速充電設備の設置や、公用車にクリーンエネルギー車も導入しており、街路灯のLED化も進めています。
- 限りある資源を大切に、将来にわたって持続可能な社会を形成するため、資源ごみの分別収集とリサイクルの拠点であるエコドームでの資源ごみの回収を実施しており、ごみの分別・リサイクルの推進を図っています。
- 市民1人あたりが排出するごみの量は増加傾向にあります。



課題

- 豊かな自然環境を、後世に引き継いでいくためには、森林や河川の保全が図られるとともに、希少生物を含む生態系の保護が重要であり、自然環境や生態系維持に対する市民の意識の向上を環境学習などにより図っていくことが求められます。
- 温室効果ガスの排出要因の約8割を電力消費が占めていることから、その削減には冷暖房や照明、OA機器などの電気機器の省エネ化、効率化による省資源化を促進し、地球環境問題への市民の理解と、意識の向上を図っていくことが求められます。
- 循環型社会の推進は、有限である資源の使用を抑え、将来にわたって持続可能な社会を形成するために必要不可欠です。
- ごみの処理費用と環境への負荷を軽減させるために、ごみの減量化を促進する必要があります。
- ごみの発生抑制と再利用による減量化、リサイクルの啓発などを進めていくとともに、市民の意識向上を図っていくことが必要です。
- 人の目が行き届かない場所への、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄の防止が必要です。
- 地球温暖化対策として、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組みを積極的に推進することが求められています。

■ごみ処理状況の推移

単位：t/年

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
可燃ごみ	3,556	4,490	4,626	4,733	4,702
不燃ごみ	287	287	315	269	300
粗大ごみ	111	161	190	182	256
資源ごみ	312	444	441	429	341
計	3,954	4,938	5,131	5,184	5,258
一人当たり排出する ごみの量	420	430	445	444	465

資料：環境課

施策の方向

1. 生態系の保護と自然環境の保全

- ハリヨなどの希少な動植物の保護活動と生息地の保全を市民と協働で進めます。
- 河川やため池などの治水事業においては、自然に配慮した工法の採用を図り、生態系の保護に努めます。
- ビオトープや希少生物生息地を活用し、環境学習の場や水辺環境とのふれあいづくりに努めます。
- 下水道の整備など、公共水域の水質の向上を進め、水辺環境の保全に努めます。
- 養老山地の森林保全に努め、水源涵養、緑地環境保全を図ります。
- 生態系に配慮した森林の整備に努めます。
- 下水道事業等計画区域外について、合併浄化槽の設置を促進します。

2. 省エネ・省資源社会の推進

- 公共施設における省エネルギーの積極的な取組みと、家庭や事業所などへの省エネルギー意識の啓発を図ります。
- 地球温暖化防止対策を図るため、二酸化炭素排出量の削減に向けて、公共施設などに太陽光発電システムの設置、街路灯のLED化を推進します。
- 今後も率先して公共施設や公用車などへの、省エネルギー対応型や新エネルギーを活用する設備などの導入を推進し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- 市民・事業者・行政が一体となり、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けた取組みを積極的に推進します。

3. 循環型社会の推進

- リサイクル拠点「エコドーム」の利用促進や、資源回収事業奨励金、生ごみ処理機器設置補助金などの支援により、ごみの減量化・再資源化を推進します。
- 後を絶たない不法投棄に対しては、不法投棄されにくい環境づくりのため、市内一斉美化運動を実施し、市民の啓発に繋がります。
- 環境パトロール員などによる監視を充実させ、不法投棄の防止を図ります。
- ごみ排出量の約84%を占める燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみの軽量化・食品ロスの削減の啓発など、ごみの減量化に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
合併浄化槽の新規設置基数【累計】	37基	73基
エコドーム資源搬入量	285 t ※	350 t
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	465 g	400 g

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

個性と創造性を培う こころ豊かな
まちづくり【教育・文化】

3-1 学校教育環境の充実

重点施策 6

基本方針

子どもたちが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、小中学校はもちろん就学前教育も含め、学校施設・教育内容の充実や教職員の資質向上を推進します。



現 状

- 児童生徒数は、令和3（2021）年5月1日現在、それぞれ1,417人、853人で、近年ともに減少傾向にあります。
- 子どもの学力や学習意欲の低下、様々な特性をもった児童生徒への支援が社会問題として提起されています。
- 教育研究所の研修などにより教職員の資質の向上を図っています。
- 市の独自事業としてスクール相談員、少人数支援員、学級支援員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書、英語インストラクター及び外国語指導助手を配置し、教育体制の充実を図っています。
- 子ども自らが悩み事を相談できるスクールカウンセラーや教育相談員による相談を定期的に開催しています。
- 「GIGAスクール構想」により市内小中学校の児童生徒に1人1台学習者用端末を貸与し、ICT環境を整備しています。
- 中学2年生で1週間の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施するなど、小中学校の発達段階に応じて職業観や人生観を継続的に育てるキャリア教育を行っています。
- 小中学校、公立認定こども園及び一部の私立認定こども園の給食は、海津市学校給食センターから一括して配食されています。
- 効率的な運営を目指して、調理・配送業務の民間委託を実施しています。

課題

- 新たな社会（Society5.0 時代）を生きる子ども達に I C T 環境を活用した教育を提供することにより、個別最適化された教育を進めることが必要です。
- 家庭学習や、非常災害時の学力保障にも対応する I C T 環境の利活用が必要です。
- 様々な要因により、不登校傾向を示す児童生徒数が一定数おり、一人ひとりに寄り添った支援体制をさらに充実していく必要があります。
- 今後、海津町地域の小学校統合を見据え、地域資源を活かしたふるさと学習や、災害に適切に対応するための防災教育などの地域を学ぶ体験活動を拡充していくことが求められています。
- 学校教育施設については、耐震補強工事が施されていますが、全体的に老朽化しており、大規模改修などを計画的に実施し、維持・管理を行う必要があります。
- 近年の出生率低下により、今後も児童生徒数の減少が懸念されることを考え、施設の適正配置について引き続き検討していくことが必要です。
- 安全で安心な給食を提供するため、衛生管理や事故防止の徹底を図ることが必要です。

■学校に行くのが楽しいと思う児童生徒

単位：％

平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
79.9	81.7	－	85.1	78.0

※平成 30（2018）年は質問項目なし

資料：全国学力・学習状況調査

※数値は市内小学校 6 年生及び中学校 3 年生の平均値

施策の方向

1. 学校教育の充実

- 児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育を推進するため、少人数支援員や学級支援員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書を配置し、きめ細やかな学校教育の実現に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症などの非常事態や自然災害、Society5.0 時代の到来など予測不可能な時代を生きる子ども達に、自ら考え、工夫し改善できる創造性や主体性を育むために、I C T 機器及び A I ドリル、電子書籍を導入し I C T 教育の充実を図ります。
- I C T 支援員の派遣や、小学校への英語活動インストラクター、小中学校への外国語指導助手（A L T）を配置し、情報社会、国際化社会に対応する教育内容の充実を図ります。
- 環境共生社会に対応する野外・校外活動や職場体験を通じたキャリア教育、ふるさとの歴史や自然を学び、郷土愛を育むふるさと教育を推進します。
- 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協同的な学び」の充実を図ります。
- 教育研究所の各種研修機会や教育専門指導員の派遣を通して、教職員の指導力の向上を推進し、指導体制の充実を図ります。
- 学習者用端末などの I C T 活用を推進するため、I C T 支援員を派遣し、研修会の実施に努め、教職員の資質向上を図ります。
- 海津明誠高校の高校生が地域の関係施設や人材を教育資源として有効に活用するなど、地域の中で多様な体験やつながりを通して成長できる環境づくりを進めます。



2. 子どもの人間形成づくりの支援

- 誰もがよりよい教育を受けるため、児童生徒の個に応じた教育ができるよう、就学奨励支援や特別支援学級の充実を図ります。
- こども園などの就学前施設において、幼児教育・保育の充実と小学校との連携を推進します。
- 小中学校と海津明誠高校及び海津特別支援学校との連携を推進し、連続した切れ目のない教育支援体制を目指します。
- 不登校やいじめなどの悩みをもつ子どもに対し、適応指導教室や心の教室などで居場所をつくり、教育相談員が悩み相談や学習支援などを行い、学校や家庭、地域と連携した支援を推進します。
- 特別の教科道徳や特別活動など、すべての教科活動を通じて、自他の生命の尊さを学ぶいのちの教育を推進します。
- 教職員の人権教育の一層の推進により、差別のない社会を目指す教育に努めます。

3. 学校施設・教育設備の充実

- 情報社会に適応する人材育成のために、小中学校における児童生徒のＩＣＴ環境の利活用のための教育機器の充実を図ります。
- 教育課程に適合した教材、教具の整備に努めます。
- 安全で安心な学校施設とするため適時改修などを行います。

4. 学校規模の適正化

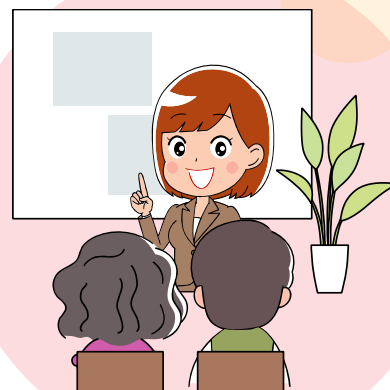
- 一人ひとりの児童生徒が多様な考え方をもつ集団の中で、互いに認め合い、協力することを通して資質や能力を伸ばしていく教育上の観点から、児童生徒数が減少する状況の中、中学校においては、現状の学校規模などは堅持し、小学校については、複式学級の回避・解消のため、海津町地域５校を１校に新設統合することとします。
- 今後においても状況を十分に把握し、継続的な検討に努めます。

成果指標	現状値 令和２（２０２０）年度	目標値 令和８（２０２６）年度
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合	78.0%	90.0%
「キャリア・スタート・ウィーク推進地域事業」受入可能事業所数	71 事業所	90 事業所

3-2 生涯学習環境の充実 ●●●●●

基本方針

市民が生涯にわたって生きがいをもち、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう、各種学級・講座等の機会の創出や指導者の発掘・育成を推進します。



現状

- 「いつでも、だれでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供を目指しています。
- 文化センターや文化会館、生涯学習センター、働く女性の家などを会場として、数多くの講座を実施しています。
- 各種講座で学んだ市民により、学習修了後に発足された自主的なクラブ・サークルが多数活動しています。
- 市内2箇所の図書館（南濃図書館は令和2（2020）年3月31日閉館）では、読書の好きな市民を育てる取組みとともに、各種の資料提供や生涯学習の機会を提供しています。
- 図書館の利用状況について、令和2（2020）年度の年間入館者数は71,462人、年間貸出利用者総数は29,993人、年間貸出総数は153,364冊で、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設休館などで大幅に減少しました。
- 次世代を担う子どもたちに対しては、乳児健診時に絵本を無償で提供するブックスタートやおはなし会などを実施し、子どもの読書活動を支援しています。

課題

- 講座の開催については、今後、新型コロナウイルス感染症対策を充実しつつ、多様で高度化した生涯学習ニーズに対応し、誰もが自由に学べる機会の充実を図るため、地域の実情に即した生涯学習の企画を検討していく必要があります。
- 自主的なクラブ・サークル活動の継続・発展のためには、各種の支援を図っていく必要があります。
- 生涯学習の会場となっている文化センターなどの多くの施設においては、老朽化が進行しており、地域での学習の場を確保していく視点からも、適正な配置とその維持管理が必要です。



■図書館の利用状況

	海津図書館			平田図書館			南濃図書館		
	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)
平成 28 年度 (2016)	115,246	23,842	71,557	110,736	19,980	60,225	11,819	3,005	13,317
平成 29 年度 (2017)	112,806	23,455	69,006	108,854	19,421	62,096	10,948	2,995	12,422
平成 30 年度 (2018)	109,741	23,111	68,243	109,300	19,488	57,470	9,496	2,608	11,057
令和元年度 (2019)	105,850	21,562	60,730	103,335	18,612	53,172	7,964	2,306	8,399
令和 2 年度 (2020)	74,251	15,628	38,619	79,113	14,365	32,843	-	-	-

資料：図書館

施策の方向

1. 生涯学習の講座等の充実

- 市民一人ひとりが学びたいという要求に基づき、自発的に学習が展開できるよう、ライフステージに応じた学習課題を分析し、市民の学習ニーズの把握に努めます。
- 生涯学習の講座の充実を図ります。
- 誰もが参加しやすい環境整備を推進します。
- 学習活動を支援する人材の活用として、これまで学習修得者が培ってきた技術やノウハウを還元できるよう人材登録を促進し、指導者の発掘・育成に努め、市民の学習ニーズに即した講座などを開催します。
- 自主的なクラブ・サークル活動などの学習を行う団体の創造性の育成、支援に努めます。

2. 読書活動の推進

- 生涯学習活動の情報拠点である図書館において、蔵書や資料の充実を図ります。
- 多様な資料請求に迅速かつ的確に対応できる検索システムや、スマートフォンやタブレットでいつでも読書ができる電子図書、利用者自身が借りた図書をバーコードスキャナーで読み込む自動貸出システムの導入など、インターネットを活用した市民サービスを提供し、利用の促進を図ります。
- 本に親しむ市民の増加を図るため、新刊書の紹介、NPOやボランティア団体と連携した読書会や「絵本の読み聞かせ会」などの図書館イベントを開催します。
- 市民の読書活動を推進するため、「読書のまち宣言」の実現に向けての取組みを進めます。
- 子どもが小さい頃から本に親しめるよう、乳児健診時に絵本を無償で提供する「ブックスタート事業」など、子どもが読書に触れる機会を増やすための取組みを継続します。

3. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化

- 公民館や図書館などの生涯学習施設について、施設の長寿命化を図る改修などにより充実に努めます。
- 市民の身近な学習機会の確保や公平性を考慮しながら、施設の統廃合やネットワーク化を図ります。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
生涯学習講座受講者数	811 人	1,300 人
デジタル図書館利用登録者数	—	15,000 人

3-3 青少年の健全育成支援 ●●●●●

基本方針

世代・地域・心のつながりを強化し、青少年が健やかに育つため、愛情と思いやりに溢れた生きる喜びを感じることができる環境の充実を推進します。



現 状

- 青少年を取り巻く環境として、核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加などを背景に、親子がふれあう機会の減少や地域における連帯感や帰属感の希薄化、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。
- 子ども会の活動においても、子どもの減少や共働きにより役員などを負担に感じる保護者が増加し、活動も停滞傾向になっています。
- 青少年の抱えている問題は、少年非行・犯罪の低年齢化、家庭内の暴力や虐待、いじめや不登校、引きこもり、ニートの増加など、複雑化、多様化しています。
- 近年は、情報通信機器の普及により、ネットトラブルに巻き込まれる事件・事案が増加傾向にあります。
- 大人の集い事業（成人式）の企画運営や子ども会育成会をはじめとする、青少年健全育成団体の活動などを通して、同世代とのふれあいや社会との接点の場をつくり、連帯感の創出や社会参加意識の向上を促しています。
- 青少年育成市民会議と連携しながら、青少年の健全育成活動を推進しています。
- 小学校区ごとに青少年育成推進員を配置し、地域の実態に即した実践活動の展開を目指しています。

課 題

- 青少年の健全育成のためには、家庭や学校、地域、市が連携を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりが必要です。
- 子ども会活動の活性化を図るため、育成指導者やジュニアリーダーを育成する必要があります。
- 子ども会活動の活性化を図るため、子ども会育成連絡会の行事や役員の負担を削減し、気軽に参加できる活動に改善する必要があります。
- 青少年の社会参加の機会や主体的な活動に対する支援の充実、青少年育成市民運動の普及、市や地域ぐるみで青少年を見守り育む環境づくりに努めることが必要です。

施策の方向

1. 青少年の社会参加の促進

- 新成人が自ら企画する「成人の集い」の開催など、青少年が同年代の仲間と交流できる機会や場の提供に努めます。
- 市内で行われている文化や芸術、スポーツ、ボランティアなどの様々な活動の場への青少年の参加を促進します。
- 市内の学校の代表者が集まる「スクールサミット」を開催し、情報機器の取扱いなど自分たちの手で自分たちを守る自治的な取り組みをするなど、より良い青少年の健全育成を促進します。
- 地域での子ども会活動の促進と支援に努め、子どもの健全育成を推進します。

2. 地域の見守り体制の確立

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」の意識のもと、青少年育成推進委員の活動の周知や「地域のおじさん・おばさん運動」の登録者数の増加に努めます。
- 青少年への日常的な見守りや声かけを促進し、身近に相談できる大人がいる地域社会を目指します。
- 補導活動などにより青少年の非行の未然防止に努め、家庭や学校、地域などの連携による、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
成人の集い参加率	76.7%※	85.0%
青少年育成市民大会参加者数	297人※	350人

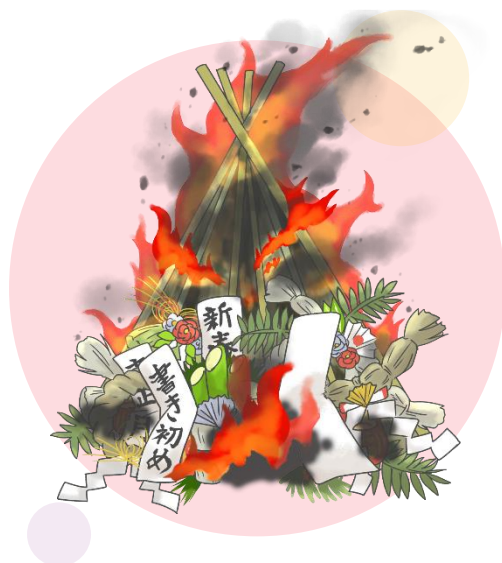
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載



3-4 文化の振興 ●●●●●

基本方針

歴史・文化を身近に感じられるまちとなるよう、優れた文化・芸術に接する機会の提供に努めるとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、伝統文化の継承、文化団体・グループの育成を推進します。



現 状

- 余暇時間の増大や生活水準の向上などに伴い、日常生活の中で「心の豊かさ」を求めるニーズが高まっています。
- 優れた芸術にふれる機会として、舞台芸術鑑賞などを開催し、市民の精神的な充足と、文化・芸術活動に対する興味や関心、活動意欲の向上を図っています。
- 市民や文化関連団体を中心となり、毎年、市民文化祭を開催しており、文化・芸術にふれる機会、日頃の文化活動を発表する機会となっています。
- 地域の歴史に根ざした数多くの文化財や史跡があり、国の天然記念物に指定されている「津屋川水系清水池ハリヨ生息地」の保全や、国の重要文化財に指定されている「早川家住宅」の保存、県の重要無形民俗文化財に指定されている「今尾左義長」などが継承されています。
- 歴史や先人の知恵を学ぶ場所として、歴史民俗資料館やさぼう遊学館が整備されています。

課 題

- 集客力の改善や財政的な工夫を行いながら、より幅広い多くの市民の参加と、文化芸術に対する関心の向上を図っていくことが求められます。
- 郷土の歴史文化を守り、後世に正しく継承していくためには、これらの文化財や史跡、伝統芸能の適切な保存、管理継承、活用、公開を図っていく必要があります。
- 指定・登録文化財を適切に管理し、さらなる文化財などの歴史資料の調査や掘り起こしを進める必要があります。
- 未調査遺跡の発掘実施や伝統芸能の後継者育成などを目指していく必要があります。
- 歴史民俗資料館で魅力ある展示や企画を実施し、郷土の歴史文化を広く市民に普及していくことが必要です。

施策の方向

1. 文化活動の充実

- 市民が豊かな芸術文化に接することができるよう、舞台芸術鑑賞や音楽鑑賞会、講演会などの開催に努めます。
- 市民の自主的な文化活動を行う場や機会を提供し、活動の主体となる文化団体やグループなどの創造性の育成を図ります。
- 活動成果を発表する場の提供や市民文化祭などの開催を支援します。
- 市民参加型による市民劇など芸術創作活動の奨励や、かいづっち合唱団の育成など発表機会の充実を図り、市民の自主的な文化活動の振興に努めます。

2. 文化財の保全と継承

- 国、県、市指定及び登録文化財やその他の歴史文化遺産、伝統芸能などの適切な保存、管理継承、活用を図ります。
- 遺跡の調査・研究や、新たな文化財の掘り起こしを推進し、潜在する価値の高い建築物や史跡などの整備・復元に努めます。
- 地域に伝わる伝統芸能、行事などについても、今後も掘り起こしを進め、保存活用などへの支援を行うとともに後継者の育成を図ります。
- 市民の郷土愛の醸成に向けて、文化財の活用を図ります。
- 学校教育などにおいては、郷土の歴史や文化への理解を深めるため、郷土学習の機会を提供し、伝統芸能や行事への市民の関心と参加を促進します。

3. 歴史民俗資料館の活動充実

- 歴史民俗資料館においては、郷土の歴史や民俗資料を収集、整理、保存し、貴重な文化財を次世代へ継承するとともに、それを活用した魅力ある企画、展示の充実に努めます。
- 常設展示のリニューアルにより、新たな魅力を発信し、さらなる歴史資産の価値の向上を目指します。
- 文化財などを活用した講座や、体験講座を開催し、郷土の歴史・文化への関心や文化財保護意識の啓発と浸透に努めます。

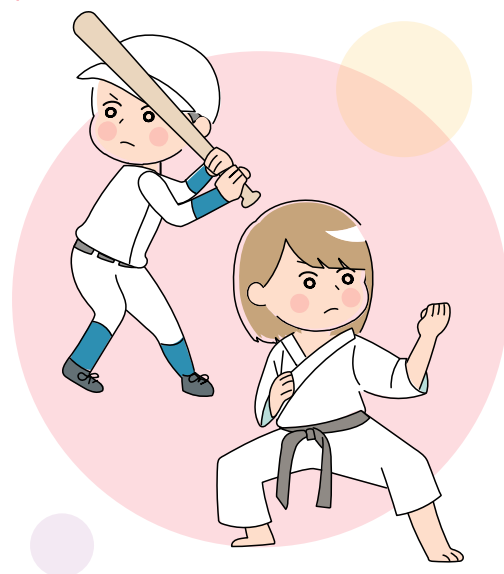
成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
市民文化祭及び特別イベント開催回数	2回※	3回
文化財保存管理件数	9件	9件
歴史民俗資料館 1日当たりの平均入館者数	36人※	50人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

3-5 スポーツ活動の振興 ●●●●●

基本方針

市民が健康でいきいきとした日常生活を送ることができるよう、スポーツ環境の充実や指導者の養成・確保に努め、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を推進します。



現 状

- スポーツ推進委員や体育振興会、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどにより、軽スポーツ教室やソフトボール大会、運動会などが開催され、市民参加型のスポーツ活動を推進しています。
- 多様化するスポーツのニーズに応えるため、子どもから高齢者まで年齢に関わりなく、生涯を通して交流を図りながらスポーツを楽しめる、地域性を活かした総合型地域スポーツクラブが、現在、2団体活動しています。
- 地理的適性から、ボートやカヌーなどの水上スポーツの活動の拠点が長良川サービスセンター周辺に整備され、水上スポーツが利用しやすい環境が整っています。

課 題

- 市民が生涯を通して健康で生きがいのある人生を送るためには、誰もが年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツを楽しめる環境づくりが大切です。
- 地域におけるスポーツ活動の振興のためには、指導者の育成や参加者の停滞、高齢化がみられるスポーツ団体などの活性化が必要です。
- 軽スポーツ教室や運動会などは、幅広い市民を対象としており、高齢者や障がい者（児）を含めたスポーツ活動を、スポーツ推進委員や体育振興会などと協議しながら進めていくことが求められます。
- 中学校休日部活動の地域移行については、クラブ運営の仕方、指導者の確保など、総合型地域スポーツクラブや中学校などと協議しながら進めていく必要があります。
- 老朽化したスポーツ施設の計画的な改修や長寿命化を推進していくことが必要です。

施策の方向

1. スポーツ活動の充実

- 総合型地域スポーツクラブなどの団体が行うスポーツサークルや教室、大会の開催を支援し、多様な世代の健康づくりを促進します。
- 軽スポーツ教室やイベントでの体力測定などの充実を図り、市民の健康づくりへの関心と日常生活の中での軽スポーツ実践の促進に努めます。
- 子どもの健全育成のため、スポーツ少年団などのチームスポーツ活動への支援や、学校部活動の活性化を図ります。
- 身近な地域で親子、家族で参加できるイベントなどの充実や、障がい者（児）のスポーツ機会の充実を図り、市民のライフスタイルやライフステージに応じて参加できる、スポーツ活動機会の提供に努めます。
- 中学校休日部活動については、総合型地域スポーツクラブ、体育協会、学校との連携による「地域スポーツ体制」を構築し、「学校単位」から「地域単位」への移行を進めます。
- 気軽にできる運動についてデジタルを活用した情報発信をします。

2. スポーツ施設・備品の充実

- 既存の体育施設の長寿命化など適切な維持管理を図ります。
- 学校の体育館の有効利用を推進します。また、ウォーキングや体操などの軽い運動が安全に行える公園などの環境整備を進め、市民が利用しやすいスポーツ環境の充実を図ります。
- スポーツ備品の充実や貸出により、市民や団体のスポーツ活動への参加を支援します。
- 国が管理する長良川サービスセンターについては、市民が利用しやすくなるよう、長良川サービスセンター、木曽川下流河川事務所、市内ボート団体などとの協議を進め、水上競技スポーツ活動への関心と参加機会の創出に努めます。

3. 指導者・団体の育成

- 市民がスポーツに親しみ、技術が向上できるようスポーツ指導者研修の充実を図ります。
- 市民のニーズに合った指導が行えるよう指導者間の情報交換・共有を支援します。
- 体育協会などの既存のスポーツ団体・クラブの活動内容に対する支援を行うとともに、団体間の連携の促進による運営の効率化や、団体の統廃合、法人化などを検討し、持続可能な組織への転換を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブについては、クラブマネージャーや指導者の資質向上、自主運営への働きかけなどクラブの育成を図ります。

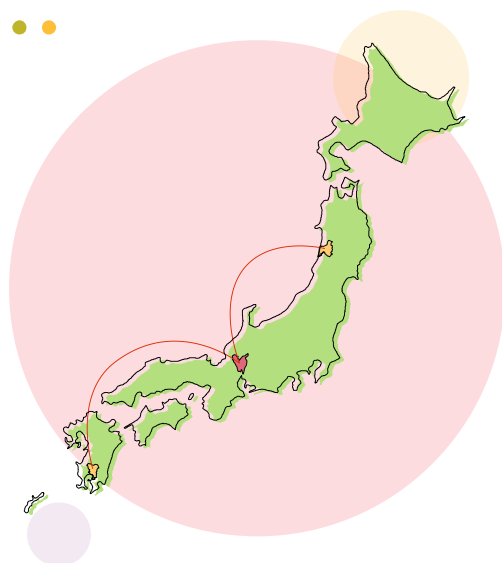
成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
体育施設稼働率	26.0%※	27.4%
体育大会参加者数	943人※	1,000人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

3-6 地域間交流・多文化共生の推進 ●●●●●

基本方針

市民が幅広く、グローバルな視野をもてるよう、国内外都市や交流団体との連携等により、異文化の理解・経験や多様な交流を推進します。



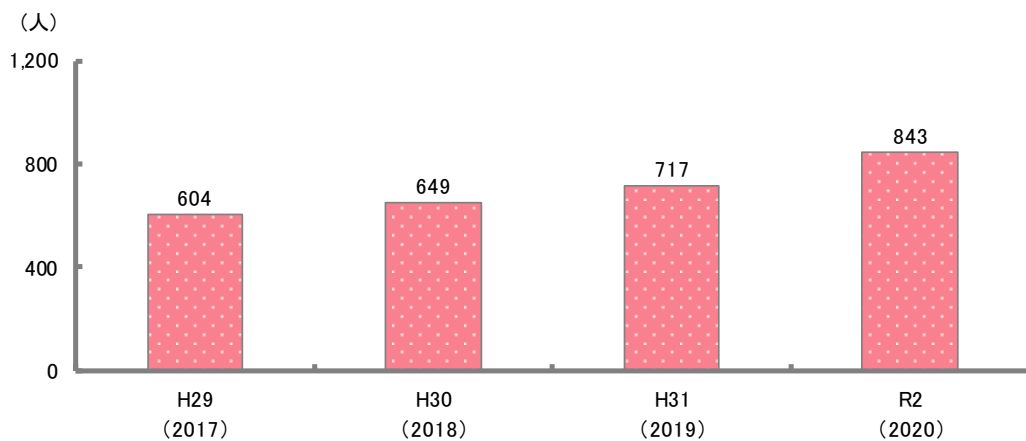
現 状

- 国内交流は、薩摩義士による宝暦治水を縁とした歴史的なつながりをもつ鹿児島県霧島市と姉妹都市関係にあり、お互いに公募による一般市民の姉妹都市訪問団を結成し相互交流を図るほか、中高校生のホームステイによる相互訪問を行っています。
- 山形県酒田市とは旧町名が同じ漢字表記の「平田町」（読み方は岐阜県「ひらたちょう」と山形県「ひらたまち」）であったことから、友好都市関係にあり、小学生の相互訪問を行っています。
- 国際交流は、昭和 63（1988）年に岐阜県と中国江西省が「友好県省」の提携をしており、その繋がりから本市とも友好関係にあります。
- 中国江西省からの訪問団が岐阜県に訪問された際には、本市も行事などに参加して交流を図っていますが、中国の経済成長により、海津市への外国人技術研修生が減ったことやコロナ禍もあり、近年は交流事業ができない状況にあります。
- 外国人住民数は、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、住民基本台帳人口 33,375 人に対し 798 人であり、約 2.4%を占めています。
- 国籍別でみると、ベトナムが 272 人と最も多く、次いで中国が 198 人、ブラジルが 69 人となっています。それ以外では、近年、東南アジアや南アジアからの外国人が多くなってきており、本市においても多様な文化の流入が進行しつつあるといえます。
- 言葉の違いによるコミュニケーション不足や、文化・考え方の違いによる理解不足などにより、在住外国人と地域住民との間に壁が生じる場合もあり、令和元（2019）年には、4 か国語による「くらしのガイドブック」を作成し直しました。
- 在住外国人に、日本での生活習慣の指導や、生活に必要な日本語を身につけるための日本語学習などの支援を行う団体が 2 団体あり活動しています。

課 題

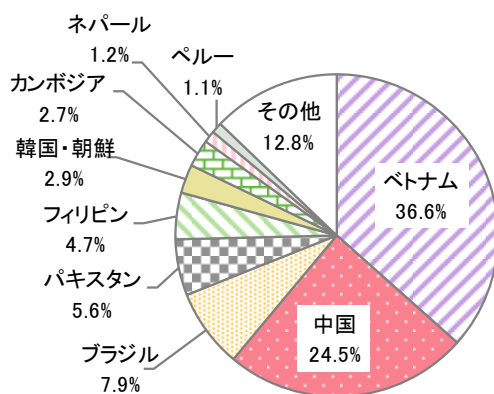
- 国内外の地域と交流することは、その地域の文化、そこで暮らす人々の生活への理解を深めることで、広い視野から自分たちの地域を見つめ直し、改めてその価値や大切さを実感し、地域振興に活かす機会でもあり重要です。
- 情報化社会においても、人と人が直接会って交流を図ることは重要ですが、コロナ禍の近年は地域間交流事業が実施できず、また、参加者も減少傾向にあり、ホテル宿泊型の交流やリモート交流など、新しい交流のあり方の検討が必要です。
- 児童生徒が異なる文化や社会、価値観を理解する貴重な体験・機会を得るためには、交流活動の情報発信などが必要です。
- 気軽に参加できる国際交流事業やイベントの開催、外国語による生活情報の提供や相談体制の充実、地域住民との交流の促進により、在住外国人と地域住民が互いの文化や考え方を理解し、安心して快適に暮らしていくことのできる多文化共生の地域社会づくりが必要です。

■ 外国人住民の推移



資料：市民課（各年 4 月 1 日現在）

■ 国籍別外国人住民の割合



資料：市民課（令和 3 年 4 月 1 日現在）



施策の方向

1. 地域間交流の充実

- 姉妹都市である鹿児島県霧島市、友好都市である山形県酒田市との地域間交流について、市民の関心と参加を高める情報発信に努め、交流活動を通じて、相互の文化や歴史、習慣などを学び、友情を深め、一層の両市の友好、親善を図ります。
- 特に若い世代に対し、交流活動への参加の機会を提供し、幅広い視野をもつ人材の育成に努めます。
- 国際交流については、中国江西省からの訪問団が岐阜県に訪問された際には、本市も行事などに参加して交流を図るとともに、市民による自主的な国際交流活動を奨励・支援します。

2. 多文化共生の推進

- 在住外国人に対して、市内の日本語学習などの支援を行う団体と協力し、気軽に参加できる国際交流事業やイベントの開催、外国語による生活情報の提供、生活相談の充実など、外国人にわかりやすい多文化共生の地域社会づくりを目指します。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
霧島市生徒交流事業参加率 （参加者数／定員）	100.0%※	100.0%
酒田市児童交流事業参加率 （参加者数／定員）	83.3%※	100.0%
霧島市姉妹都市訪問参加者数	20 人※	20 人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

自然と調和のとれた 賑わいと活力のある まちづくり 【産業・雇用】

4-1 農林漁業の振興

重点施策 7

基本方針

新たな担い手を育成・確保し、生産基盤の充実及び経営体制の強化を促進するとともに、6次産業化やブランド化を推進します。



現 状

- 本市は濃尾平野の穀倉地帯の一角に位置し、水稻・小麦・大豆などの穀物類を基幹に、トマト・きゅうり・イチゴ・メロン・なすなどの施設園芸、肥育・酪農、養鶏などの畜産、南濃地区の丘陵地では、みかん、柿の果樹栽培が行われています。
- 農地は平地と中山間地に広がり、平地では昭和 50(1975)年以前から土地改良事業により大区画化し、暗渠排水設備も整備されていますが、土地改良事業によって整備された揚排水機や水路などは、老朽化が進行し機能低下が懸念されています。
- 農業については、農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者や担い手が不足していることなど、営農の継続が困難となることが深刻な問題となっています。
- 集落営農組織は、組織数と経営規模は県下有数であり、農業経営の効率化が推進されていますが、オペレーターなどの組織構成員の減少と高齢化が進行し、後継者の確保が深刻な問題となっています。
- 今後、組織構成員の高齢化や後継者・担い手不足から離農へと進んでいくことが予想され、それに伴い遊休農地や耕作放棄地が増加となれば、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されます。
- 林業については、長引く国産木材価格の低迷などから、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐などの森林管理が充分に行われにくい状態にあります。
- 長期的な視点で、森林の保全や水源のかん養、生態系の保全など森林のもつ機能を高める適正な森林管理に努めています。
- 本市は木曽川・長良川・揖斐川の三大一級河川の流域に位置し、魚類やシジミ採りなどの河川漁業が行われてきましたが、近年、異常気象や生息環境の変化などにより、漁獲量が減ってきています。
- 農林漁業には、食料生産という役割とともに、農地、山林、河川の自然環境保全や景観形成を担っている側面があります。



課題

- 農業では、安定した農業所得の確保と効率的に農業経営ができる人材と仕組みづくりが必要です。
- 中山間地では、鳥獣害による農作物被害があるため、防護柵設置などの対策が進んでいますが、防護柵のみでは対策が困難なサルやカラスなどに対する防止方法が課題です。
- 漁業では、漁業者の高齢化と後継者不足の問題を抱える中で、漁業を展開していくためには漁業者の育成を図るなどの対策が必要です。
- 生産環境を活かしながら、市民や来訪者の憩いの場の整備や特産品の開発など、観光部門と連携していく必要があります。

■ 農業の状況

単位：戸

		平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
総農家数		2,754	2,069	1,732	1,479
販売農家数	第 1 種兼業農家数	202	136	87	521
	第 2 種兼業農家数	1,582	738	449	
	専業農家数	219	174	184	
自給的農家数		751	1,021	1,012	958

※令和 2 年調査より販売農家数の内訳なし

資料：農林業センサス

第 1 種兼業農家：主な所得を農業から得ている農家

第 2 種兼業農家：農業所得ではなく兼業している職から主な所得を得ている農家

自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販金額が 50 万円未満の農家

施策の方向

1. 農業生産基盤の整備

- 農道や農業用排水路、農業用揚排水機などの維持管理を推進し、農業の生産効率を高める農業生産基盤の整備を充実します。
- 農業の持続的な発展の基盤となる農地、水、農村環境の保全向上への活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 農地については、農地法の適正かつ厳格な運用の徹底を図り、無秩序な農地転用の抑制に努め、優良農地の保全を図ります。
- 遊休農地の復旧及び活用に努め、特に南濃の中山間地域における耕作放棄地の発生防止に努めます。

2. 農産物の生産性と収益性の向上

- 大型ほ場については、水稻、小麦、大豆の2年3作体系が定着しており、無人ロボットトラクタや農業用ドローンなどの導入による、スマート農業への支援や、外食産業と連携し、収益性の高い品種を作付けする海津型農業の推進により、生産性・収益性の高い農業の実現を目指します。
- 施設園芸や路地野菜、果樹などの都市近郊型の農業生産を促進し、特産品となる農産物の選定と生産体制の確立を支援します。
- 減農薬・減化学肥料による安全で安心な農産物の生産促進や、県と連携し農産物の海外進出を見据えたぎふ清流GAPの推進に努めます。
- 大学や農業協同組合などと連携した農産物加工や6次産業化による新たな特産品の開発に努めることにより、市内で生産される農産物のブランド化を目指します。

3. 流通システムの充実

- 国や県との連携を深め、各種補助制度を活用し、2つの「道の駅」の常設販売所の充実や、学校給食での地産地消の推進などにより、安心して安全な農産物を求める市民のニーズに応え、地場流通システムの充実を図ります。
- 契約農家やネット販売などの新たな販路の拡大に努め、高品質な農産物の消費拡大に努めます。
- 野菜の生産・流通体制の強化に必要な共同利用施設の整備への支援を図るなど、産地間競争力の強化に努めます。

4. 農業生産者（担い手）の育成

- 生産者の高齢化や後継者不足を解消するため、新規就農者に対し、初期設備への支援や給付金などの経済的支援を図ります。
- 平成26（2014）年度に開設された岐阜県就農支援センターの冬春トマト研修生をはじめ、市内への就農希望者に対して、就農相談から就農・経営定着の段階まで、きめ細やかに支援する体制の整備を図り、新規就農者支援者や認定農業者の増員を目指します。
- 農業経営の法人化など、若者にも魅力ある新たな農業経営形態を促進し、IT化による効率化、省力化を目指します。
- 県や農業協同組合などと連携し、農業の実務研修などの充実を図り、後継者の育成・確保に努めます。

5. 農業経営の安定化

- 農地の流動化を図り、中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を行い、利用集積率を向上し、耕作規模の拡大と農業生産の効率化を促進します。
- 経営規模が零細で後継者が不足している地域では、農業生産活動や農用地の維持を図るため、県や農業協同組合などと連携し、集落営農の組織化へ向けた取組みを支援します。
- より高度な経営展開を目指す集落営農組織などについては、法人化や農地集積を促進するとともに、収益性の高い品種の作付けの促進を行い、経営の複合化・多角化に向けた取組みを支援し、農業機械の導入や施設の整備の支援を通じて、経営の安定化を図ります。
- 岐阜県就農支援センターの冬春トマトについて、基礎、環境、育成に関するビッグデータをAI解析し誰もが高収量・高品質を確保できる栽培体系を構築し産地の維持・発展を目指します。
- 農業生産者全体に対しては、経営所得安定対策事業を有効活用し、所得の安定を図ります。



6. 有害鳥獣対策の強化

- 有害鳥獣による農作物被害に対し、防護施設の設置や個体数抑制のための捕獲活動を支援し、被害の軽減に努めます。
- ヌートリアやサル・カラスなどの捕獲や駆除活動を市民とともに進めます。
- 病害虫防除については、植物防疫協会の活動を支援し、水田営農に影響を及ぼす病害虫の防除により被害の抑制に努めます。

7. 林業の振興

- 除伐・保育間伐などの森林管理作業の効率化や森林空間の総合的な利用に対応できるよう、林道の計画的な維持管理を推進します。
- 機能の低下した森林に対し、計画的な間伐・枝打などによる適正な管理を図り、土地の保全や水源のかん養、生態系の保全など、森林の多面的な機能の維持に努めます。
- 市民の憩いの場の確保として「月見の森」の維持管理を図ります。
- 緑の募金や、みどりの少年団の育成など市民の自主的な緑化推進活動の推進を図ります。

8. 水産業の振興

- 将来にわたって安定した漁獲を維持し、伝統的な川魚の食文化を継承するため、漁業協同組合による川魚の放流や外来魚の駆除などの、河川における魚類などの保護増殖活動を支援します。
- 国や漁業協同組合などと連携し、河川環境の保全・再生に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
新規就農者支援者数【累計】	16人	31人
認定農業者数（広域認定含む）	115人	115人
農用地の利用集積率	76.3%	80.0%

4-2 商業の振興

重点施策 8

基本方針

活気ある商店街・商業地づくりを目指し、商工団体と連携しながら後継者の育成、経営環境の改善等を図り、地域に根差した商業の振興を推進します。



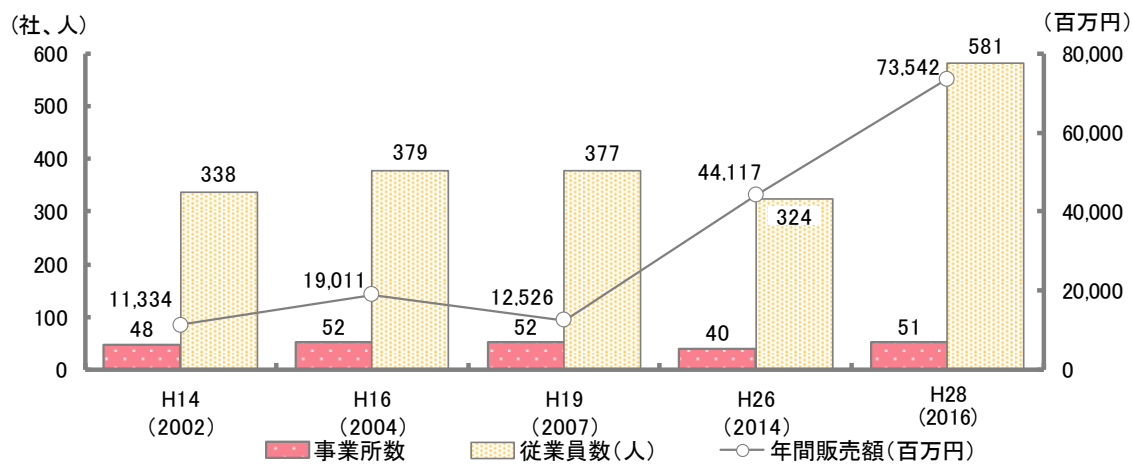
現 状

- 小売業は、平成 28（2016）年度現在、事業所数は 383 事業所で、従業員数 1,881 人、年間販売額は約 246 億円となっており、店舗数、売上額ともに減少傾向にあります。
- 消費者ニーズの多様化や自動車交通の利便性が整っていることから、購買者が周辺都市の郊外型大型店舗などへ著しく流出しており、市内の商店街は大きな影響を受けています。
- 従来からの地元商店では、店舗の老朽化、経営者の高齢化、後継者不足により廃業が増えており、商店街としての活気や魅力の低下を招いています。
- 高齢化が進んだことや人口減少により、市内マーケットが縮小されたため、限られた身近な店舗が残り、食料品や日用品などの購入がなされていると推測されます。
- 卸売業は、平成 28（2016）年度現在、事業所数は 51 事業所で、従業員数 581 人、年間販売額約 735 億円となっており、事業所数、従業員数は減少傾向にあります。

課 題

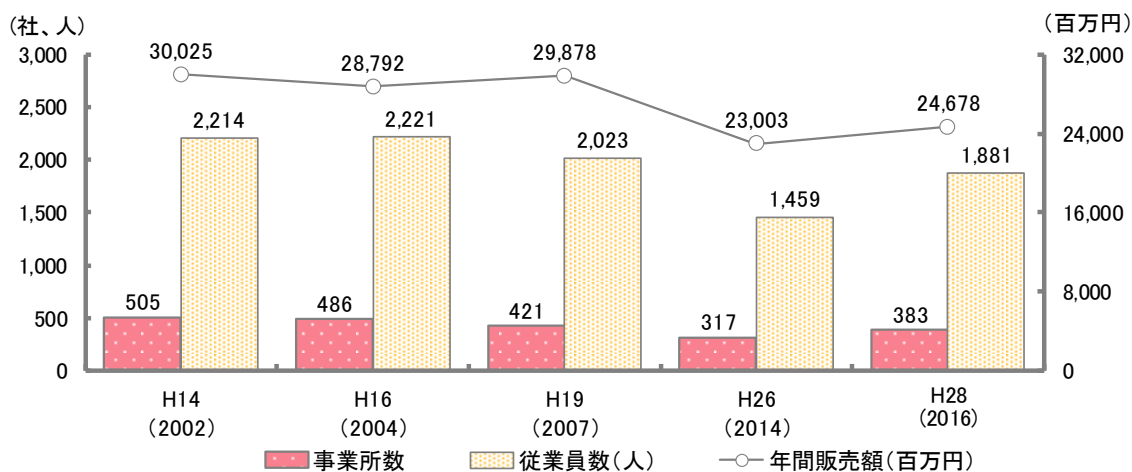
- 商業の振興は、市民の身近な消費環境の確保や雇用の創出を図るとともに、地域の賑わいの場、日常の交流・ふれあいの場を形成することであり、地域経済の活性化を図る上で重要な課題です。
- 千代保稲荷神社の門前町や道の駅など、観光客を対象とした商業環境の向上に、取り組んでいく必要があります。
- 高齢者や自動車をもたない人の買い物の場、市民の日常消費生活のニーズに合った利便性の高い商業施設の立地を促進するとともに、各地域と調和した商業地の創出を目指していくことが必要です。

■商業の状況（卸売業）



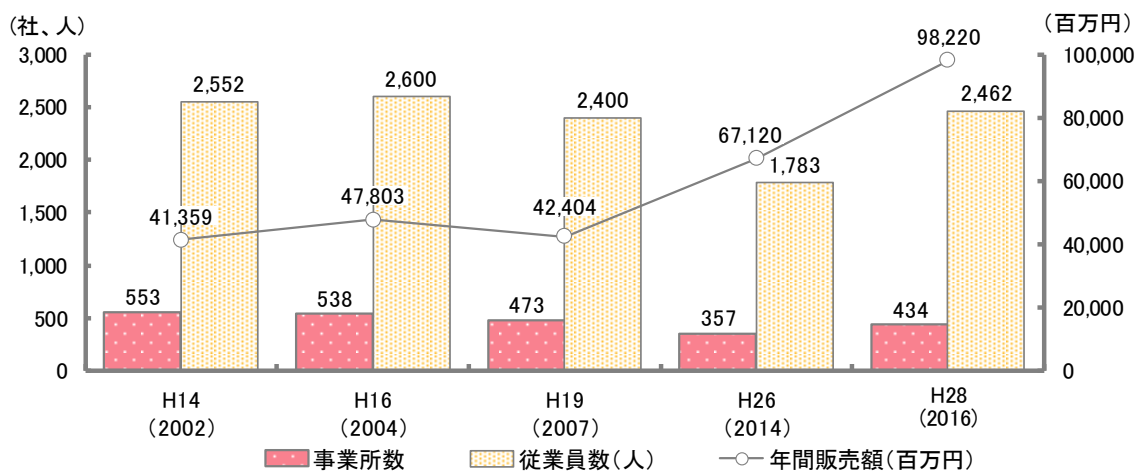
資料：H14（2002）から H26（2014）までは商業統計調査
H28（2016）は経済センサス活動調査

■商業の状況（小売業）



資料：H14（2002）から H26（2014）までは商業統計調査
H28（2016）は経済センサス活動調査

■商業の状況（合計）



資料：H14（2002）から H26（2014）までは商業統計調査
H28（2016）は経済センサス活動調査

施策の方向

1. 魅力的な商業地の創出

- 商店街の周辺や、自動車によるアクセスの利便性が高い幹線道路沿道に、広域的な集客が期待できる専門性の高い飲食店などの商業施設を、地域の商店との共存共栄に配慮しながら誘導し、魅力ある商業地の創出に努めます。
- 千代保稲荷神社の門前町や道の駅などでは、観光商業地としての魅力向上を進めます。

2. 地域の商店街・地元店舗の活性化

- 商店や商工会と連携を図りながら、夏祭りや、産業感謝祭などの魅力あるイベントの開催、またＤＸの推進を支援し、商店の活性化を目指します。
- 市民消費生活のニーズに合った店舗や地域の特徴を活かした経営改善への取組みなど、商工会と連携し商店の充実を図ります。

3. 商業経営への支援の充実

- 商工会や公益財団法人岐阜県産業経済振興センターなどと連携し、経営相談や経営診断の充実、研修会の開催などを推進し、後継者の育成や経営者の意識改革、情報提供を図ります。
- 商工会の運営支援とともに、商工会を通じた中小経営者への低利子融資を支援し、経営基盤の強化を促進します。
- 商工会と連携し、地域の特色を活かした特産品の開発やＳＮＳを活用するなど事業のＰＲに努めます。

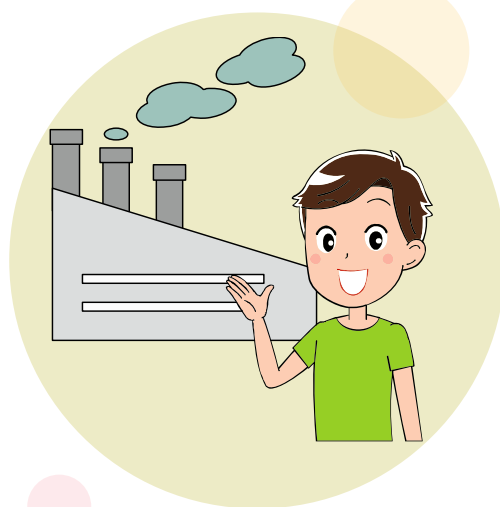
成果指標	現状値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 8（2026）年度
創業者数【累計】	10 事業所	20 事業所
商工会加入店舗数	246 店舗	250 店舗

4-3 工業の振興

重点施策 9

基本方針

東海環状自動車道をはじめとする広域交通体系の整備状況に注視しつつ、企業誘致に向けた体制を強化するとともに、既存企業の経営の合理化・近代化と体質強化を推進します。



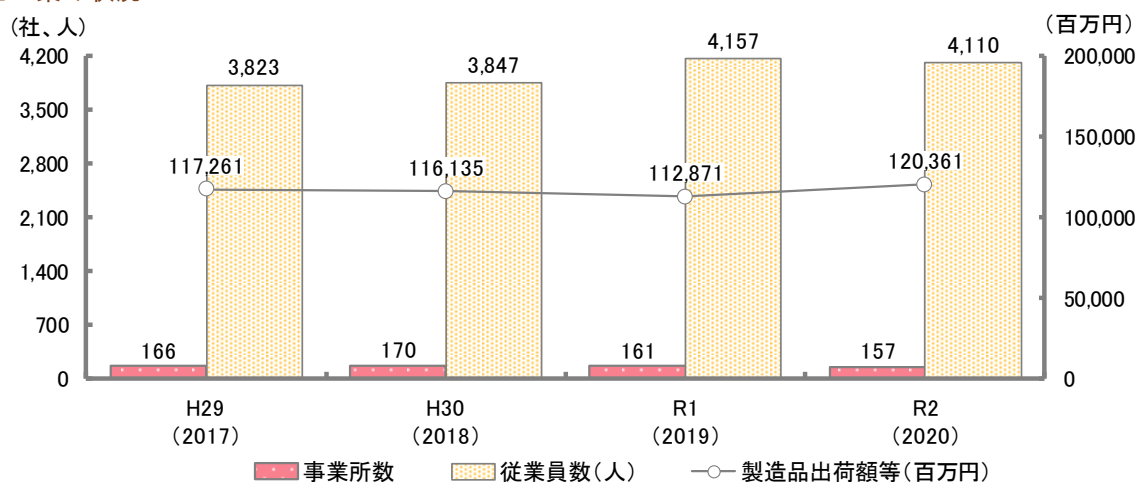
現 状

- 工業統計調査によると、令和 2（2020）年現在、本市の製造業事業者数は 157 箇所（従業員 4 人以上の事業所対象）、従業員数 4,110 人、製造品出荷額約 1,203 億円となっています。1 事業所当たりの平均従業員数は約 26 人で、小規模な事業所が多い状況です。
- 長年、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業を中心に、様々な製造業が営まれてきました。
- 市独自の企業立地促進の制度として、工場等設置奨励金・雇用促進奨励金の交付や固定資産税免除などの優遇措置を用意しています。

課 題

- 製造業における国際競争の激化や生産拠点の海外移転など、小規模な事業所にとって厳しい状態が継続しており、近年、本市の工業事業所数の推移は、ほぼ横ばいの状況を維持していますが、独自の技術力向上や、情報化への対応などの技術革新、経営基盤の強化が必要とされています。
- 工業の振興は、人口定住に結びつく地元の雇用力を高めるとともに、法人税収入などの増収を通して地域経済を豊かにする上で重要な課題です。
- あらゆる機会やつながりを利用して、企業の積極的な誘致を図るとともに、より一層の企業受け入れ体制の整備を進めていく必要があります。
- 東海環状自動車道西回り及びスマートインターチェンジの供用開始による立地条件の有利性を活かした、誘致企業受け入れのための基盤整備を検討し、周辺の自然環境、居住環境と共存する形で具体化していくことが求められます。

■工業の状況



資料：工業統計調査

■産業中分類別の状況

	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)	
	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
食料品製造業	9	9	253	261	834,637	832,694
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2	55	59	X	X
繊維工業	14	14	368	354	598,410	600,502
木材・木製品製造業 (家具を除く)	5	5	53	66	150,208	171,982
家具・装備品製造業	8	9	253	250	369,595	320,402
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	4	77	77	318,646	310,245
印刷・同関連業	2	2	26	26	X	X
化学工業	1	1	19	23	X	X
プラスチック製品製造業	24	23	988	982	2,043,891	2,267,396
ゴム製品製造業	-	1	-	48	-	X
窯業・土石製品製造業	9	7	371	294	747,298	605,456
鉄鋼業	3	3	54	58	182,283	170,868
非鉄金属製造業	2	1	9	4	X	X
金属製品製造業	26	28	451	439	2,358,630	2,271,477
はん用機械器具製造業	3	4	35	56	231,764	284,336
生産用機械器具製造業	14	13	374	351	760,383	700,392
業務用機械器具製造業	2	-	21	-	X	-
電子部品・デバイス製造業	3	3	47	60	1,103,425	1,932,392
電気機械器具製造業	9	9	141	139	182,360	159,085
輸送用機械器具製造業	16	15	516	520	867,681	825,359
その他の製造業	5	4	46	43	78,207	39,806
総数	161	157	4,157	4,110	11,287,103	12,036,128

資料：工業統計調査



施策の方向

1. 既存工業の育成支援

- 商工会や公益財団法人岐阜県産業経済振興センターなどと連携し、経営相談や経営診断の充実、研修会の開催などを推進し、後継者の育成や経営者の意識改革、情報提供を図ります。
- 中小企業者に対する低利子融資への支援や、各種資金融資などの情報提供と手続きの支援に努め、技術力の向上や企業経営の合理化・近代化、経営の安定化を支援します。
- 既存企業との意見交換会を開催し、情報交換及び連携の推進により、企業の流出防止に努めます。

2. 企業誘致の推進

- 東海環状自動車道西回り及びスマートインターチェンジの開通・開設により向上する本市の広域交通の利便性を活かし、周辺の集落環境と調和した工業団地などの基盤整備の推進や、優良企業の誘致を目指します。
- 農地法関連規則の解除、インフラ整備に伴うリスクの軽減といった課題に取り組み、官民連携の体制で産業立地の基盤整備を促進します。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
進出企業数【累計】	0 社	4 社

4-4 観光の振興

重点施策 10

基本方針

祭りやイベント、観光施設等、恵まれた自然環境、観光資源にさらなる磨きをかけるとともに、周辺施設・周辺市町との連携や効果的な情報発信を推進します。



現状

- 岐阜県観光入込客統計調査によると、本市の主な観光地への観光客数は、令和元（2019）年現在、年間約 413 万人です。
- 本市の観光客数の内訳は、千代保稲荷神社（約 161 万人）、千本松原・国営木曽三川公園（約 137 万人）が多く、この 2 箇所で本市観光客の 7 割強を占めており、この他、道の駅や温泉施設などの観光資源を有し、また、チューリップ祭りなどのイベントも開催されています。
- 西濃圏域においては、観光客 1 人当たりの消費額は、日帰り 2,553 円、宿泊 16,203 円であり、いずれも県平均値より低い値に留まっています。
- 観光手段としては、約 9 割が自家用車利用であり、名古屋市から 30km の至近距離にあることから、自動車利用による日帰り型観光が中心となっています。
- 新型コロナウイルス感染症まん延防止により、令和 2（2020）年度の観光入込客数の落ち込みは著しいものでした。

課題

- 経済波及効果を拡大するためには、千本松原・国営木曽三川公園、千代保稲荷神社、月見の森を中心とする、地域ごとに特色ある観光拠点のネットワーク化により、周遊型の観光を推進し、市内の滞在時間の延長や、本市ならではの魅力的なサービスや物産品の提供を目指すことが重要です。
- 高須城跡、輪中堤、砂防ダムなどの歴史文化資源、養老山地、木曽三川の雄大な自然資源、今尾左義長などの伝統的行祭事、桜・彼岸花などの四季折々の景観などがあり、観光地としての一層の魅力アップのため、これらの観光資源を効果的に活用、PR していくことが必要です。
- 豊かな自然や、地域の歴史・文化、産業を活かしたグリーン・ツーリズム、体験型・参加型の観光など、新たな観光資源の掘り起こしや整備が必要です。
- 一般的に観光施策の大きな目標として、滞在型・宿泊型観光への移行が掲げられていますが、市内には宿泊施設が少なく、宿泊を近隣市町に依存している状態であるため、宿泊施設の充実が必要です。
- 東海環状自動車道西回りのスマートインターチェンジが開設されることや、新幹線岐阜羽島駅が近いことから、近隣市町との一層の連携を検討し、より広域からの集客を図ることや、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を検討する必要があります。
- 新しい生活様式を踏まえた観光施策を検討する必要があります。



■観光地点別入込客延べ人数

単位：人

	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
千本松原・ 国営木曽三川公園	1,547,190	1,533,712	1,449,524	1,340,740	1,406,668	1,363,732	993,796
海津市歴史民俗資料館	11,936	11,386	11,128	10,225	11,325	11,238	3,831
海津温泉	375,589	373,111	346,450	317,852	246,298	48,268	93,948
千代保稲荷神社	1,755,008	1,628,892	1,641,990	1,571,219	1,700,234	1,606,467	1,286,219
道の駅 クレール平田	534,517	496,908	506,048	362,291	477,268	475,137	451,695
南濃温泉「水晶の湯」	139,354	140,060	138,232	135,483	140,523	172,073	35,162
道の駅 月見の里南濃	513,536	522,431	514,838	488,408	465,790	455,916	426,818
計	4,877,130	4,706,500	4,608,210	4,226,218	4,448,106	4,132,831	3,291,469

資料：岐阜県観光課「岐阜県観光入込客統計調査」

施策の方向

1. 観光資源の充実と魅力向上

- 既存の観光施設の創意工夫ある充実を図り魅力を高めます。
- 地域の歴史・文化や豊かな自然、伝統行事を活用した魅力ある観光資源の発掘や整備、地場の素材を使用した郷土料理や工芸品、特産品の開発を推進し、ブランド化を図ります。
- 地域ごとの観光拠点をレンタサイクルの活用や公共交通機関との便利な接続などによりネットワーク化し、テーマに沿った周遊型観光の充実や滞在時間の延長を促進します。
- 新たな観光コースを構築し、観光の魅力向上を図ります。

2. 新しい旅のカタチの提供

- 観光農園やカヌー教室などの体験型・参加型の観光を充実します。
- 大江川の舟による移動を体験し、水との闘いの歴史を学び体感する舟運観光の推進を図ります。
- 気軽に利用できるRVパークやオートキャンプ場などを整備し、豊かな自然環境や農林漁業の生産環境を活かし、農業体験などの農村生活や交流を楽しむグリーン・ツーリズム、食と温泉と健康づくりなど、ターゲットに即した複合観光等体験プログラムを検討し、新しい旅のカタチの充実と開発を図ります。
- 地域が主体となり、地域の生活を観光資源として、地域の良さをアピールする着地型観光の推進を目指します。
- デジタル技術などを活用した「安全・安心な観光」を確立し、国内外へのPRに努めます。

3. 観光の推進体制の充実

- 木曽三川を活かしたスポーツイベントや、チューリップ祭をはじめとした四季折々のイベントなど、季節性や地域性を活かしたイベントの企画・開催に努めます。
- 観光ガイド・パンフレットの作成、イベントでの広報や地元メディアと連携したPR活動、特産品の販売促進など、観光協会などと連携した情報発信や、観光情報センター、ホームページによる観光情報の提供の強化により、集客力の向上と海津ブランドの構築を図ります。
- 広域観光の取組みとして、近隣市町とイベント情報の交換や相互PR活動を推進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
年間観光入込客数	413万人※	500万人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載



4-5 働きやすい職場づくりの促進 ●●●●●

基本方針

地域内での雇用確保のため、既存企業の経営強化、企業の誘致、起業の支援を推進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や地域における雇用機会の創出を推進します。



現 状

- 市民が魅力を感じて就職し、生きがいをもって生活できる職場環境を実現することは、就職を機に他市町へ若年人口が流出することの抑制や、新たな労働人口の本市への流入を促進することであり、人口減少に歯止めをかける一つの方法です。
- 安心して働ける職場環境の実現を企業へ働きかけるなど、市においても労働環境の整備の促進に対し、側面支援を進めています。
- ハローワークと連携しつつ独自で職業相談・紹介を行うなど、若者や女性の雇用促進や高齢者の就業支援を進めています。
- 女性の常用雇用の促進や、職場環境改善など、女性にも働きやすい職場づくりを推進しています。
- 近年、全国的な傾向として、ICT産業分野やインターネットを活用した商業・サービス業、空き店舗などでのコミュニティビジネスの展開などの起業がみられ、本市でも若者や女性、退職した高齢者などによる、自宅や地域での起業が期待されます。

課 題

- 近年の非正規雇用者や定職に就かない人の増加など、労働者を取り巻く環境の変化の中で、安定した就労の確保、労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施など、市民の労働環境の向上は重要な課題です。
- 就労時期の若年人口の流出が多いことから、流出の抑制と新たな労働人口の流入を促進するため、就労場の充実を図る必要があります。
- ハローワークと連携した海津市無料職業紹介所による職業紹介や職業相談の実施、ハローワークが行う職業フェアへの協力、若者や女性の雇用促進及び高齢者の就業支援を進めており、働きやすい職場環境の整備と、これらの職場への市民の就業を支援していくことが必要です。
- 特に近年は、経験と知識があるにも関わらず、結婚、出産、育児、介護などの様々な事情で退職した女性の再就職が社会的課題です。
- 近隣市町と共同で、市民の起業を支援する体制を整備し、起業のノウハウの提供や資金調達などの支援を公益財団法人岐阜県産業経済振興センターなどと連携しながら、働きやすい職場を自ら創出する機運を支援していくことが必要です。

施策の方向

1. 就労支援の充実

- 市内企業の求人情報を積極的に紹介することにより、企業の雇用確保の新たなチャレンジを支援するとともに、一定条件を備えた進出企業に対して、雇用促進奨励金を交付するなど、就労の場の確保・拡大に努めます。
- 若者の移住・定住などを促進するため、無料職業紹介所を通じて就労支援の充実を図るとともに、ハローワークと連携した職業相談や雇用情報の提供を強化します。
- 若年層の人材を継続的に雇用する場合など、一定の取組みをした企業に対する助成制度を創設します。
- 地域をターゲットにしたコミュニティビジネスを盛り上げるため、特定創業支援事業などを通じて市民による自発的な起業を促し、経営・財務・人材育成・販路開拓などのスキルの習得を支援します。

2. 労働環境の改善

- 労働基準監督署などの関係機関と連携し、労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施などの労働環境の改善について、企業へ積極的に働きかけを図ります。
- 企業における子育てに関する休暇制度の普及や休暇取得の促進を図るなど、子育てと就業の両立のための働きやすい職場環境づくりの取組みを促進します。

3. 勤労者福祉の向上

- 市内に居住する勤労者が、安定した生活を送ることを目的とした融資制度の広報、周知を図ります。
- 預託金により融資制度を支援します。

4. 小規模事業者の支援

- 市内の小規模事業者の発展を通じた地域の賑わい創出のため、小規模事業者に対して、計画的な事業経営を実践するための個社活動、ホームページ開設などの販売促進アドバイスによる販路開拓、ITを活用した経営の効率化の推進、新規ニーズの把握から新規創業につなげるきっかけとしてのビジネスマッチング事業の実施などを進めます。
- 市と商工会が共通の指針を掲げ、中長期かつ計画的な小規模企業振興施策の実現に向けて支援します。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
無料職業紹介所を利用し就職した人数	24 人	40 人
雇用促進に対する助成金交付件数 【累計】	—	80 件

協働による 自主的・自立的なまちづくり【協働・行財政】

5-1 市民参画・協働自治の推進

基本方針

市民と行政との協働によるまちづくりの推進、区・自治会や各種団体の地域活動の支援に努め、地域の課題に対して自ら取り組む意識の醸成、体制の強化を推進します。



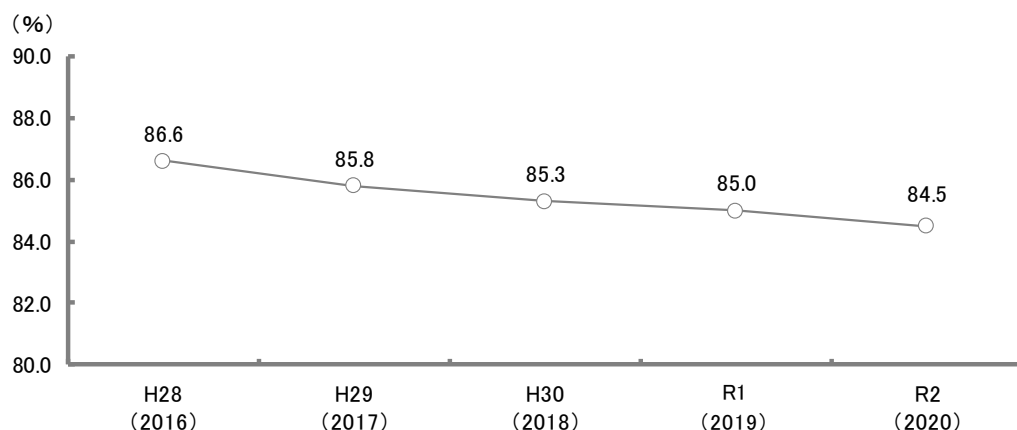
現 状

- 海津市自治基本条例（理念条例）には、暮らしやすい地域社会に向けて、市民、市議会及び市の3者が協働して、今後のまちづくりに取り組むための基本理念が制定されています。
- コミュニティ活動は、主に自治会、区、自治連合会が中心となり、行政と連携しながら各種の活動や集会施設の管理・運営を行っていますが、コロナ禍で活動の機会が減り、令和3（2021）年度の自治会加入率は83.0%となり、年々下がっています。
- 今後、ますます人口減少や高齢化社会の進行により担い手が不足し、自治会によっては、コミュニティ活動の維持が困難になるなどの問題に直面する恐れもあります。
- 市民参画・協働の一つの形として、より市民ニーズに合った公共サービスの提供やより良いまちづくりを目指し、市民自らが企画し実施する様々なまちづくりに関する事業に対し、「かいづ夢づくり協働事業」として支援し、市民が主体となった協働事業を実施しており、成果を生んでいます。

課 題

- 海津市自治基本条例（理念条例）は、制定されたからといって、すぐに市民生活が変わるということはないため、市民、市議会及び市の3者がそれぞれの役割を認識し、地域個性を尊重し合い、情報提供・情報共有に基づく市民参加と協働のまちづくりを進めることを基本として、市民自治の実現を図っていく必要があります。
- 市民の生活課題は、人口減少や高齢化社会の進行により一層多様化・複雑化しており、そのすべてに対応したサービスを行政だけで提供することは不可能になってきているため、公助の範囲、協働の範囲を再確認し、計画的に地域における協働自治を推進していくことが求められます。

■自治会加入率



資料：市民活動推進課

施策の方向

1. 市民参画・協働の推進

- 市政に関する情報提供・情報共有や紙媒体、SNS、ホームページなどの多様なメディアの活用を図り、市政に対する市民の関心を高め、市民アンケートやパブリックコメントを実施します。
- タウンミーティングなどを開催し、市民が市政に参加できる機会の充実に努めます。
- 自治基本条例（理念条例）は、理念条例であり、条例の理念を具体的・計画的に進めるための検討を行います。市職員においては、市民自治・協働に関する研修を行います。

2. まちづくりの担い手の育成

- まちづくり出前講座などを開催し、市民の市政への関心とまちづくりへの参加の機会を提供します。
- 子どもたちに対しては、海津っ子議会の開催などを通して、まちへの関心やまちを愛する心の育成に努めます。

3. 市民活動団体の育成・支援

- まちづくりの積極的な取り組みを実践できるリーダーの育成や、市民団体が自ら情報発信、情報交換できる環境の充実、団体のPRや活動範囲の拡大、団体同士のネットワーク形成の促進など、市民活動団体を育成・支援します。
- 「かいづ夢づくり協働事業」など、積極的に市民活動団体が主体となって参画できる協働事業を推進します。

4. コミュニティ活動への支援

- 自治会加入率が低下している現状を踏まえ、自治会・区、自治連合会への加入促進、活動促進を図る支援を行い、コミュニティ活動の維持・強化を図ります。
- コミュニティ活動の拠点となる集会施設について、今後のあり方を見直すとともに、必要な整備を支援します。

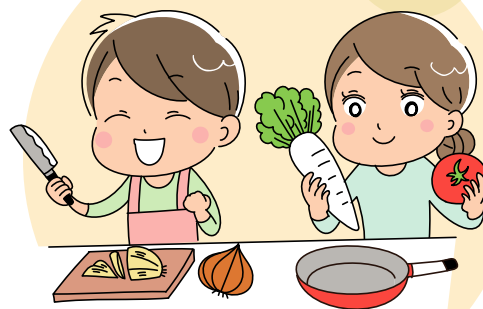


成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
かいづ夢づくり協働事業件数	7 件	10 件
市内の N P O 法人数	7 法人	10 法人
自治会加入率	84. 5%	80. 0%

5-2 平等な社会の推進 ●●●●●

基本方針

一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるように、学校、地域、家庭、職場等における人権・同和教育の充実、男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発を推進します。



現 状

- 人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和教育）、外国人など多岐にわたり、近年では、インターネット上での誹謗中傷や差別的情報の掲示が重大な人権侵害となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や医療従事者などに対する偏見や差別が、重大な社会問題となっています。
- 部落差別（同和教育）の解消に向けた取り組みが進められていますが、現在もなお差別事案が発生している状況から、平成 28（2016）年 12 月には、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律には、相談体制の充実や教育・啓発、部落差別の実態に係る調査の実施などが定められています。
- 平等な社会の実現を目指し、平成 18（2006）年に「人権尊重の都市」宣言をし、「海津市人権教育・啓発基本計画（第 3 次改定版）」に則り、人権一般の普遍的視点から人権同和教育を行うとともに、人権啓発推進大会の開催や、差別、いじめ、嫌がらせなど、人権に関する人権相談所の開設日を設け、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。
- 平成 20（2008）年 3 月に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進のための環境を整備するとともに、「第 4 次海津市男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、学校、職場においての、啓発活動や教育の充実、男女均等な雇用機会や政策・方針決定過程への女性登用の拡大、仕事と生活の調和の確立などを推進しています。



課題

- 人権問題の基本は、すべて人々の偏見や差別意識などに起因するもので、差別意識を解消することが必要です。
- 学校、地域、家庭、職場などにおける人権教育の充実と、人権についての正しい理解を普及するため、部落差別（同和問題）をはじめとしたあらゆる差別の解消と、広く人権意識、人権感覚を身につける人権教育の取組みを推進していくことが必要です。
- コロナ禍において生活様式や働き方に大きな変化が生じており、家事・育児・介護などの負担といった問題に対して、男女がともに力を合わせて対応することが必要とされており、性別に関わらず多様な個人が社会のあらゆる場面に参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。

施策の方向

1. 人権教育の充実

- 学校教育や生涯学習などのあらゆる機会を通じて、人権意識、人権感覚を身につける人権教育の充実を図り、人権についての正しい理解と人権尊重理念の浸透に努めます。

2. 人権啓発の充実

- 部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を、市民が正しく理解し、差別意識の解消を図るための啓発活動を推進します。
- 人権・同和問題講演会や人権啓発推進大会の開催、街頭啓発などの活動により、人権尊重の理念の普及と高揚を図り、市民に人権問題に対する正しい認識を広めることに努めます。

3. 男女共同参画社会への意識の高揚

- 家庭や地域、学校などにおいて、男女平等を推進する教育やセミナーなど、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、誰もが参画できる男女共同参画社会への意識を高める啓発活動を推進します。

4. 男女共同参画社会への環境整備

- 結婚、出産で離職した女性の再就職の支援や、男女ともが育児、介護を担い、仕事と両立できる育児休暇や介護休暇などの支援体制の周知や施策推進体制の整備、女性の管理職・役員の育成など、ライフスタイルに応じた多様な働き方（ワーク・ライフ・バランス）ができる環境づくりを推進し、誰もが平等に個性や能力を発揮して働ける環境づくりに努めます。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
人権啓発推進大会参加者数	605 人※	650 人
審議会等への女性の登用率	29.8%	40%以上 60%以下

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、R1（2019）の現状値を掲載

5-3 地域情報化・電子自治体の推進 ●●●●●

基本方針

市民が利用しやすい行政サービスの実現や積極的な市民参画の実現に向けて、行政情報や地域情報の電子化を一体的に推進します。



現 状

- 情報通信分野の技術革新によるパソコンやスマートフォンの普及など、市民生活の情報化が急速に進展しており、インターネットが最も身近な情報発信・受信の手段となっています。
- 自治体DXの推進として、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化による市民の利便性向上に配慮した行政サービスの提供を進めています。
- 「入札」などの事業者向け手続き、「パブリックコメント」や「図書館の図書貸出予約」などの市民向け手続きのオンライン化を図り、電子自治体を推進してきました。
- 証明書などの交付申請のサービスは、インターネットや電話で受け付けていますが、実際の受け取りは窓口となっています。
- マイナンバーカードを活用し、住民票や印鑑登録証明書をコンビニなどのマルチコピー機で取得できるサービスを始めています。
- 「海津市情報セキュリティポリシー」を定め、取り扱う情報の管理体制を整備しています。

課 題

- 市役所に足を運ばなくても済むような行政手続きを目指して、国や県、他市町と連携してより利便性の高いサービスの実現を目指していく必要があります。
- 情報公開に関しては、行政の透明性を高め、市政への理解と信頼を深めるため、情報公開制度に基づき実施する必要があります。
- 官民データの利活用に向けた行政保有データのオープン化について、社会全体の基盤となるデータとして整備・活用することは、スマートシティなどの新しいサービスの創出などを図るために重要です。
- 行政業務、行政サービス提供などの地域情報化・電子自治体の推進、官民データの利活用及び情報公開においては、個人情報の保護などの情報資産の厳重な管理が必要です。
- マイナンバーカードを活用した行政手続きを進めるとともに、マイナンバーカードの普及率を向上させる必要があります。
- 国において社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されており、今後も社会情勢の変化や技術の進歩に的確に対応し、点検・見直しを随時行うなど、徹底した情報セキュリティの確保が必要です。



■情報公開制度実施状況

単位：件

	請求件数	公開件数	部分公開件数	非公開件数	不在者・存否 応答拒否件数
平成 28（2016）年度	101	39	44	2	16
平成 29（2017）年度	65	34	21	2	8
平成 30（2018）年度	75	30	35	0	10
令和元（2019）年度	55	31	19	1	4
令和 2（2020）年度	69	31	31	0	7

資料：総務課

■オンライン申請可能手続件数

単位：件

平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
0	21	21	21	21

資料：総務課

施策の方向

1. 行政サービスの電子情報化

- パソコンやスマートフォンでインターネットから申請できる証明書の発行など、市民への各種行政手続きの充実を推進します。
- マイナンバーカードがもつ高い機能を利活用し、各種行政手続きのオンライン化による利便性の高い行政サービスの提供体制を、高齢者、障がい者や語学支援の必要な外国人などに配慮しながら推進します。
- 庁内の情報システムの標準化とともに業務プロセスの見直しを行い、行政手続きの簡素化・行政事務の効率化を図ります。
- 岐阜県市町村共同電子入札システムの活用による入札の効率化を図るなど、国や県、他自治体の電子情報化の動向を把握し、連携を図りながら、情報通信基盤の整備を推進します。

2. 情報公開の推進

- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページのコンテンツの充実を図るとともに、SNSを活用した情報提供、申請受付の充実を推進します。
- 防災関連の情報など市が保有する情報をオープンデータとして提供し、各種データとの組み合わせを含めた活用を推進し、データの価値向上や多様なサービスの出現に貢献します。
- 条例に基づいた情報公開を実施し、市民に開かれた市政を推進します。
- 情報の提供や公開においては、個人情報保護に関する法令などに基づき、個人情報の適正な取り扱いと管理に努めます。

3. 情報セキュリティの徹底

- クラウド化、オンライン手続、テレワークなどの利便性・効率性の向上に関する新たな時代の要請への対応を踏まえ、分離・分割したネットワークの適切な管理・運用を実施します。
- 「海津市情報セキュリティポリシー」の定期的な評価・見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底、重要情報の保護、情報システムやネットワークの安定稼働を保持します。
- 情報セキュリティポリシーの普及と浸透を図る職員教育及び情報セキュリティ監査を実施します。

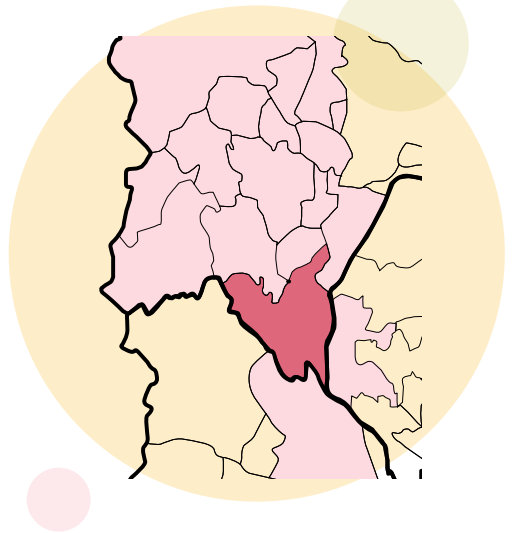
成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
マイナンバーカード交付率	23.7%	90.0%
オンライン申請可能手続件数	21 件	35 件



5-4 広域的な連携体制の確保 ●●●●●

基本方針

市民の生活圏の広域化、政策課題の広域化に対応するため、西濃圏域をはじめとする周辺市町や姉妹都市との交流など様々な地域間交流を推進します。



現状

- 市民の通勤、通学や買い物などの日常生活圏は、公共交通や自動車移動に支えられ、市域を越えて形成されています。
- 本市は西濃圏域に属しており、圏域の2市9町を中心とする周辺市町と一部事務組合を設立し、観光・医療・福祉、し尿処理、廃棄物処理などの行政サービスを効率的に遂行しています。
- 県下の市町とは、住民票の発行など各種証明書の相互交付などの広域事業を実施しています。また、県域を越えた連携では、本市は、愛知県と三重県に接していることから、愛知県愛西市、三重県桑名市と共通の行政課題がある場合に連携して取り組んでいます。
- 消防、防災においても、周辺市町と消防相互応援協定を締結し、水害や地震などの緊急時や災害時に相互に対応できる対策を講じています。
- 災害に対する備えとして、防災応援協定などを関係市町及び個別の関係団体、事業体、施設などと結んでいます。

課題

- 産業振興、観光振興や今日的テーマである移住・定住促進の視点から、広域的な交流や連携が必要です。
- 県域を越えた共通のテーマや、課題による横断的な連携を推進する必要があります。
- 行政の効率化や経費削減、職員の資質の向上のため、広域的な連携体制の充実、強化を推進していく必要があります。
- 市民の生活圏は広域化しており、周辺市町などとの広域連携体制の充実・強化を促進する必要があります。

施策の方向

1. 西濃圏域における広域行政体制の充実

- 市民の生活圏の拡大や、情報化社会に伴う交流圏の広域化の中で、行政運営の効率化が求められる状況を踏まえ、医療や福祉、衛生、公共交通など公共公益事業における連携による運営体制を維持し、効率的な運営や市町の機能分担の推進による広域行政の強化を図ります。
- 西美濃創生広域連携推進協議会による広域観光の推進や産業の振興、Uターン・Iターン支援などの雇用促進、移住・定住の促進などを図り、自立した定住圏の形成と、圏域市町の交流や連携の深化を目指します。

2. 広域連携による緊急対応体制の確保

- 消防・防災や救急・高度医療の広域的な連携については、圏域における関係自治体や機関、団体、企業などが連携し、緊急時や災害時などの対応体制の強化を図ります。

3. 周辺自治体等との連携

- 観光や産業・雇用、定住促進、交通網の整備、公害・災害防止、河川環境整備、森林資源保全などの各課題に応じて、圏域を越えた県内の関係市町との連携を推進します。
- 本市と隣接する愛知県、三重県及び共通の課題を有する両県下の圏域市町との情報交換などの県際交流や、歴史を共有する関係市との歴史・防災・観光分野の連携、ツール・ド・西美濃のイベントの開催などの広域連携を推進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
各種団体との連携協定数【累計】	85 協定	105 協定

5-5 効率的な行財政運営の推進

重点施策 11

基本方針

行財政運営の効率化に向け、研修等による職員の能力・資質の向上、行政内部の連携強化を推進します。また、公共施設等は利用状況、市民意向及び財政状況等を勘案して統廃合等を推進します。



現 状

- 財政収支は、繰越金や繰入金による基金の取り崩しなどにより、収支の均衡を保っている状況です。今後は、少子高齢化などによる歳入減少、扶助費をはじめとした義務的経費による歳出増加が推測されます。
- 人口減少、少子高齢化の進行、地方分権の進展など、社会情勢が変化する中、行政需要はますます多様化しています。
- 行財政改革の指針として、「海津市行財政改革大綱」及び「海津市財政再生プログラム」を策定し、持続可能な財政運営を目指し、大綱に基づく具体的な取組みを行っています。
- 3町が合併して誕生した本市では、旧町が整備してきた公共施設を受け継いでおり、「海津市公共施設等総合管理計画」に基づき、統合庁舎整備事業、中学校統合事業など、統廃合を進めてきました。
- 未利用市有地のうち、油島、古中島、本阿弥新田、野寺地内の4箇所を民間事業者に貸し付け、自主財源の確保に努めています。

課 題

- 持続可能な自立したまちづくりを進めるためには、より一層の市税などの収納率の向上や地域経済の活性化などによる自主財源確保の強化や、有効な補助制度や事業債の活用などに努め、長期的な財政計画を成立させることが必要です。
- 事務事業の効率化、市民参画の推進、人材育成を進め、財政基盤の強化と行財政運営の効率化を図っていくことが必要です。
- 持続可能な行財政運営を実現するためには、公共施設のあり方を見直し、効率的な管理運営が必要です。
- 行政事務の効率化を目的としたAIやRPAなどのICTを活用した業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化を積極的に進めていくことが必要です。
- 施設の使用料については、「海津市行財政改革大綱」及び「公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図ることが必要です。
- 公共施設のあり方については、現状の公共施設の目的と効果を検証し、類似施設重複の解消や適正配置、市民のニーズや利便性を勘案しながら、統廃合を進めていくことが必要です。
- 未利用となっている市有地のうち、行政目的での利活用の見込みがないものは、早期に売却し、歳入確保と維持管理費削減を図ることが必要です。

■財政状況

単位：千円

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
基準財政需要額	8,304,098	8,420,124	8,398,265	8,423,496	8,741,573
基準財政収入額	4,169,539	4,110,708	4,155,917	4,105,509	4,298,630
地方交付税	5,014,126	5,031,049	4,851,423	4,816,509	4,805,534
普通交付税	4,606,761	4,642,618	4,453,214	4,427,285	4,439,369
特別交付税	407,365	388,431	398,209	389,224	366,165
震災復興 特別交付金	0	0	0	0	0
財政力指数	0.520	0.500	0.490	0.490	0.490

※基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税は、合併算定替の数値

資料：企画財政課

※財政力指数は、一本算定の数値

■歳入決算状況

単位：千円

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
市税	4,232,352	4,253,768	4,151,228	4,245,432	4,185,373
地方譲与税	270,675	269,464	271,951	271,602	270,423
利子割交付金	6,370	11,312	11,223	4,902	4,660
配当割交付金	16,251	22,161	17,288	19,518	17,555
株式等譲渡所得割交付金	8,212	25,892	14,622	10,339	20,462
地方消費税交付金	591,522	602,661	643,532	613,867	753,620
自動車取得税交付金	61,989	82,860	87,552	45,596	0
環境性能割交付金	-	-	-	13,520	24,380
法人事業税交付金	-	-	-	-	21,021
地方特例交付金	13,579	14,779	17,137	61,595	33,194
地方交付税	5,014,126	5,031,049	4,851,423	4,816,509	4,805,534
交通安全対策特別交付金	6,644	6,404	5,698	5,156	6,121
分担金及び負担金	66,989	37,465	30,667	27,048	22,898
使用料及び手数料	301,259	292,803	285,147	262,822	232,997
国庫支出金	1,406,348	1,390,078	1,395,835	1,550,534	5,854,150
県支出金	1,302,626	1,100,181	1,244,392	1,212,311	1,194,423
財産収入	56,431	33,724	73,567	37,359	96,402
寄附金	24,177	34,998	51,138	57,820	105,339
繰入金	252,143	739,683	299,920	80,674	735,966
繰越金	914,483	628,208	771,378	730,388	628,130
諸収入	511,988	452,431	409,632	406,223	338,457
市債	1,131,200	1,454,600	1,140,100	920,500	1,208,400
合計	16,189,364	16,484,521	15,773,430	15,393,715	20,559,505

※端数処理により構成比「歳入合計」は内訳と一致しない場合がある

資料：企画財政課



■歳出決算状況（目的別）

単位：千円

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
議会費	127,466	114,059	127,728	126,817	119,542
総務費	1,741,258	1,813,934	1,637,197	1,667,305	5,044,369
民生費	4,495,442	4,444,796	4,406,236	4,671,166	4,636,112
衛生費	1,306,406	1,220,718	1,252,714	1,179,001	1,203,142
労働費	27,357	25,438	23,830	21,650	18,273
農林水産業費	1,120,692	1,073,048	1,022,878	844,148	691,699
商工費	202,959	221,647	201,324	290,224	500,340
土木費	2,198,719	2,238,814	2,025,425	1,841,743	2,457,661
消防費	592,257	597,912	580,302	630,453	607,295
教育費	2,339,046	2,460,147	2,169,619	1,872,554	2,634,980
災害復旧費	0	8,377	0	0	0
公債費	1,409,554	1,494,253	1,595,789	1,620,524	1,652,195
諸支出金	0	0	0	0	0
合計	15,561,156	15,713,143	15,043,042	14,765,585	19,565,608

※端数処理により構成比「歳入合計」は内訳と一致しない場合がある

資料：企画財政課

■職員数推移

単位：人

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	過去 5 年間 の増減数	過去 5 年間 の増減率
一般行政	233	228	218	220	204	△29	△12.4%
教育	58	55	54	47	46	△12	△20.7%
消防	64	64	63	63	64	0	0.0%
公営企業等	111	107	99	104	104	△7	△6.3%
合計	466	454	434	434	418	△48	△10.3%

資料：秘書広報課（各年度 4 月 1 日現在）

■主な税収状況

単位：円、％

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
市民税	調定額	1,970,888,028	1,966,619,758	1,922,034,435	1,995,957,837	1,895,659,979
	収入額	1,887,205,757	1,884,260,789	1,842,567,005	1,920,437,267	1,805,602,679
	不納欠損額	5,235,083	4,658,319	5,413,635	1,917,712	3,541,085
	未収額	78,447,188	77,700,650	74,053,795	73,602,858	86,516,215
	収納率	96.0	96.0	96.1	96.3	95.4
固定資産税	調定額	2,260,492,696	2,267,679,220	2,208,345,486	2,213,071,416	2,251,716,780
	収入額	2,048,163,413	2,078,663,783	2,028,642,041	2,040,235,741	2,081,168,557
	不納欠損額	33,396,963	12,668,851	6,847,729	10,246,495	3,606,507
	未収額	178,932,320	176,346,586	172,855,716	162,589,180	166,941,716
	収納率	92.0	92.2	92.1	92.6	92.6
軽自動車税	調定額	105,044,867	108,595,363	111,587,033	116,889,838	123,093,589
	収入額	97,542,204	100,781,071	103,448,050	108,370,149	114,331,387
	不納欠損額	504,100	465,959	322,245	667,200	312,500
	未収額	6,998,563	7,348,333	7,816,738	7,852,489	8,449,702
	収納率	93.3	93.2	93.0	93.2	93.1
国民健康保険税	調定額	1,406,286,333	1,373,024,191	1,312,664,083	1,268,362,573	1,225,092,494
	収入額	1,153,253,378	1,114,534,821	1,048,813,660	1,000,548,845	960,348,896
	不納欠損額	8,219,364	3,678,187	10,049,650	8,713,934	6,183,525
	未収額	244,813,591	254,811,183	253,800,773	259,099,794	258,560,073
	収納率	82.5	81.4	80.5	79.4	78.8

資料：税務課

施策の方向

1. 行政サービスの最適化

- 公共性、有効性、効率性の観点から、継続的に見直しを行い、より効率的・効果的な事務事業を実施します。
- 公共施設などについては、長期的な視点から施設の適正配置、既存施設の有効活用による効率的な運用、長寿命化の推進、老朽化や耐用年数到来による施設の廃止、民間活力の導入、指定管理者制度の活用を推進し、維持管理の効率化とサービスの最適化を図ります。
- 協働のまちづくりの推進を図り、市民と行政が各々の役割を果たしながら、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる行政サービスの継続的な運営を図ります。
- Society5.0 社会の実現に向けて A I・R P A などの I C T 技術を活用した業務改善を行い、より質の高い行政サービスが市民に提供できるように努めます。



2. 財政基盤の強化

- 安定した行政サービスを提供していくため、市税、各種使用料の収納率の向上、さらにはふるさと応援寄附金の拡充に努めるとともに、歳入に見合った歳出構造の確立を図り、「選択と集中」を徹底し、事業の優先順位を明確にしながら、限られた財源を有効かつ適切に活用していきます。
- 民間にできることは民間に委ねながら、行政と民間の適切な役割分担のもと、お互いに知恵を出し合い、工夫しながら力を合わせて、地方創生や地域活性化に取り組んでいきます。
- 内部の管理経費削減や行政のスリム化などを進め、将来を見据えながら最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、持続可能な財政基盤の強化に努めていきます。

3. 職員の人材育成と適正な人事管理

- 高度化・多様化する行政課題に対応できる人材の育成を行うため、eラーニングやオンライン研修などを含めた職場内外の職員研修や、職員派遣による他自治体との情報交流を積極的に行い、職員の能力向上に努めます。
- 適正な職員数を確保しつつ、民間委託の推進を図りながら人件費の削減を目指します。
- ワークライフバランス・メンタルヘルスケア・労働安全衛生に配慮した職場環境の整備に努めます。

4. 公共用地の活用

- 公共施設の統廃合に伴う跡地などや未利用となっている公共用地について、秩序ある土地利用や市民生活の向上の観点から、その有効活用を推進していくことに努めます。
- 行政目的での利活用の見込みがない未利用市有地については、市有地売払い媒介制度を活用するなどし、早期の売却に努めます。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
職員研修受講率	78.0%	85.0%
研修内容が意識・業務の向上に役立ったと感じた職員の割合	—	100.0%
経常収支比率	88.7%	88.0%以下
実質公債費比率	9.2%	9.0%以下
市税（保険料含む）の収納率	92.3%	92.5%
未利用市有地の利活用件数	8件	14件